

平成29年2月

平成28年度
高等専修学校の実態に関する
アンケート調査報告書

全国高等専修学校協会
制度改善研究委員会

目 次

平成28年度「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」 報告書

まえがき	1
第1章 集計結果まとめ	
I. 就学支援金支給状況・授業料減免・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒	
1 就学支援金支給状況及び関連項目	3
2 都道府県における授業料減免	4
3 不登校生徒数、高校中退・既卒生徒数、外国人生徒数	5
4 発達障がい及び身体障がいのある生徒数	7
4 平成27年度卒業者の状況	9
II. 自己評価	
1 実施状況	9
2 自己評価の結果及び成果	10
3 実施していない理由	11
III. 教育活動情報の公開	12
IV. 学校関係者評価	13
V. 第三者評価	15
VI. その他	15
第2章 総括	
まとめ	17
○【参考資料1】大阪府、愛知県、東京都における高等専修学校の授業料軽減制度及び高等専修学校生徒数の推移	21
○【参考資料2】高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況について	29
○通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒に関する調査結果	29
○大学等における発達障がいのある学生の在籍状況について	30
○調査票	31
○平成28年度高等専修学校への都道府県の助成状況	36
○全国高等専修学校協会 制度改善研究委員会名簿	37

まえがき

制度改善研究委員会
委員長 大岡 豊

高等専修学校ってどんな学校だろう？

この問いに答えられる国民は何人いるだろうか？

平成 28 年 4 月より大学入学資格付与指定校について、『高等学校卒業程度』として、一層認知度を高める取り組みを開始しましたが、浸透はまだまだこれからです。

さて、それでは、高等学校と、何が違うのか？

高校卒業と同程度以上の力を備えているための『学び』について、学習・体験の自由度が高く、一人ひとりの個性伸張に、きめ細かに取り組んでいる学校です。

高等専修学校の存在は？

高等専修学校の在籍者数は、大阪、愛知など、少子化に関わらず増加傾向にある地域が多く見られます。

高等専修学校各校がそれぞれの特性を活かしつつ、平成 23 年度から実施されている高等学校等就学支援金の対象に組み込まれ、平成 25 年度には、授業料軽減に関しての地方交付税の拡充を認めて頂き、地方自治体における授業料軽減、現在のところ、過半数を超える都道府県（30 都道府県）で実施されるに至っています。高等学校には及ばぬものの、一定の補助、支援制度の充実により、高等専修学校の存在価値が高まっている証左でしょう。

各学校が一人ひとりの生徒の教育に真摯に取り組み、多様な生徒を受け入れ、職業観育成を基盤にしっかりとした進路を確保している証左である一方で、今回の調査をはじめ、各種のデータに基づく教育振興諸施策が実を結びつつあると確信しています。

さて、今般実施しました「平成 28 年度 高等専修学校の実態に関するアンケート調査」は平成 24 年度より実施し、5 年目を迎え、確かなデータとして周知されるようになりました。主な調査内容は、「高等専修学校における教育支援に関する実態調査」「高等専修学校の学校評価及び情報公開の啓発に関するアンケートを調査」に加え、「主権者教育の実施状況」「留学生の受入状況」についても、調査項目として取り組みました。

昨年度実施した「学校における保険制度に関するアンケート調査」はプロジェクトを立ち上げ、文部科学省担当部局と協議を行っており、力を傾注したいと存じます。

専修学校をとりまく環境として、平成 26 年 4 月より、専門課程においては、「職業実践専門課程」の認定制度が始動し、平成 27 年度には全国で 833 校、2,823 学科となり、また、平成 28 年 6 月に、中央教育審議会が専門職大学（仮称）に向けた取り組みについて、文部科学大臣に答申し、平成 31 年 4 月開設に向け法制化が進められている現状にあります。

高等専修学校においては、多様な人材育成の観点から、平成 27 年に教育再生実行会議（座長・鎌田薫早稲田大学総長）に続き、平成 28 年には「これからの専修学校教育のあり方検討会議」の委員に、当協会の清水信一会長（武蔵野東高等専修学校校長）が選任され、従来以上に精力的な会合、取り組みが行われています。

このような状況を踏まえ、高等専修学校がどのように進化(深化)していくのか、振興策はどのように推進するのか、一層の充実・改善に必要な方策を実現するために、高等専修学校教育への更なる理解・支援を得て、様々な振興方策を着実に実現していくことにより、道は開けていくものであると確信しています。これらの状況の中で、会員校が互いに切磋琢磨しつつ、一致協力して、取り組むことが肝要であると考えております。このような観点から、従来にも増して、会員校の皆様特に実行、協力して頂きたいことを記載します。

①「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づく学校評価及び情報公開の推進

情報公開は、学校教育法において義務化されており、実施率は上昇傾向にあります。公的な教育機関として、説明責任を果たすことは、国や地方公共団体に対しての財政支援を求めるための基本要件であり、社会的信頼性のな一層の向上に必要不可欠であります。

②発達障がいのある生徒への財政支援の実現

平成 28 年 4 月より「障害者差別解消法」が施行され、一層の格差是正が求められる中で、東京都私立高等学校には、発達障がいのある生徒一人当たり、469 千円の経常費補助ですが、高等専修学校は、392 千円の補助にとどまっています。その一方で、長野県や山形県では補助金が実施されるなど、取り組みが行われつつあり、積極的な働きかけが重要です。

③「主権者教育」「留学生」への積極的関わり

主権者教育、留学生の積極的な受入など、新たな取り組みが重要になって来ています。

④学校保険制度確立に向けた取り組み

学校保険制度に関しては、スポーツ振興センター保険への加入に向けた取り組みを推進するためにも、各校に校内体制、諸手続きの明確化、周知徹底をお願いします。

報告書は会員校の皆様のご理解とご協力により、貴重な基礎データとなっています。これらのデータを十分に活用頂き、各都道府県の専各協会における、各地方自治体に対しての補助・助成の増額などについて、しっかりと声に出して、高等専修学校への財政支援を求めて欲しいと切に願っています。

地域になくなくてはならない教育機関としての地位を一層確立し、高等専修学校を必要とする生徒のためにも、社会的認知、地位向上を一層深化させることが必要不可欠であります。

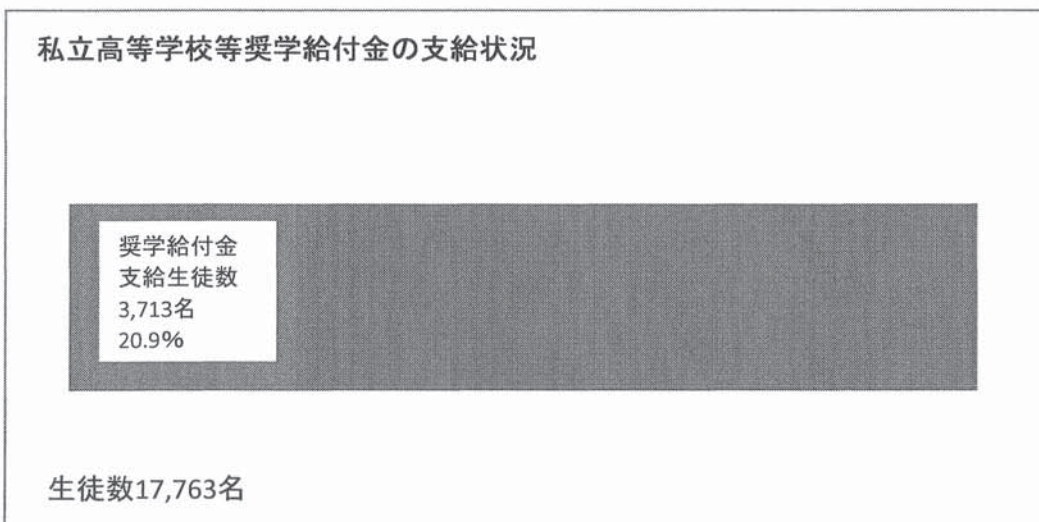
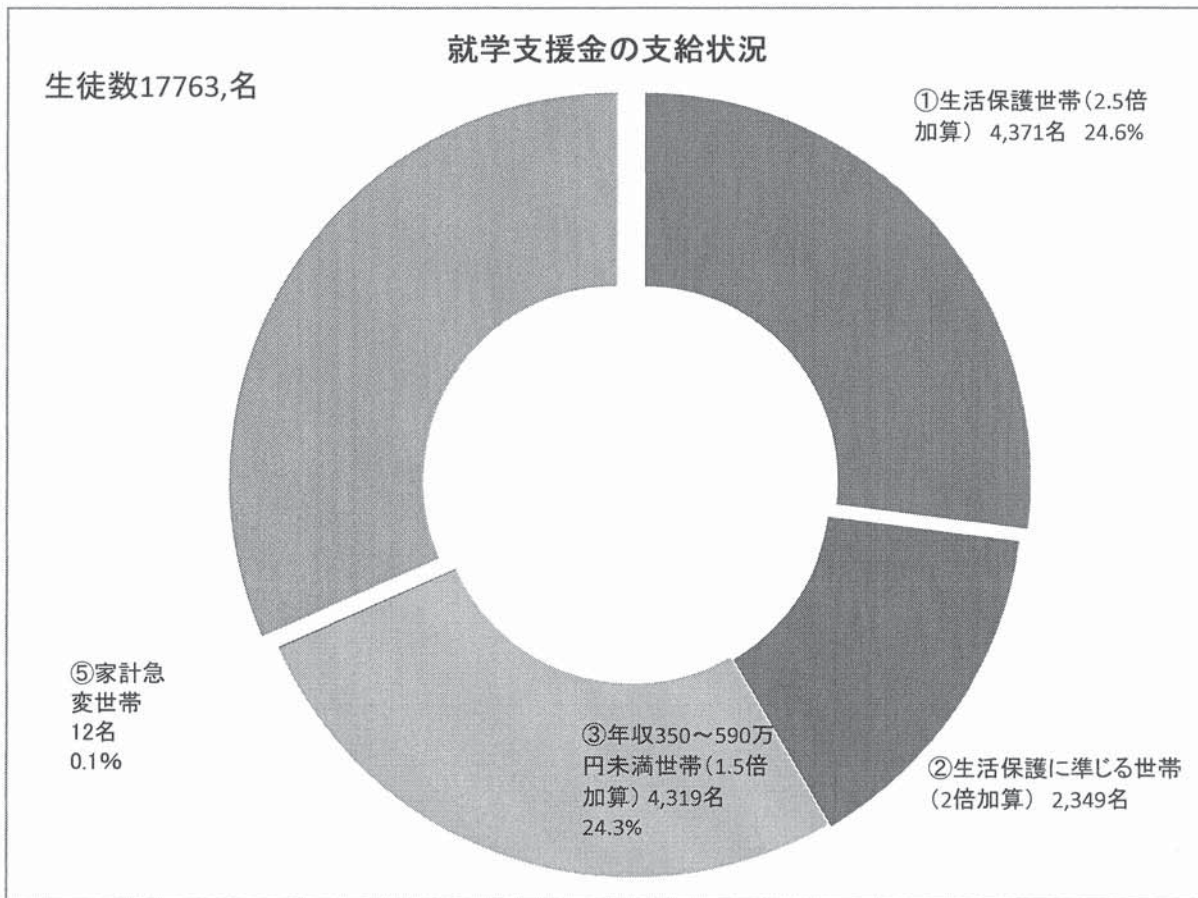
平成28年度「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」集計結果まとめ

- ・調査期間:平成28年11月7日～11月24日
- ・調査対象:全国高等専修学校協会会員校200校に調査票を郵送。112校から回答(回収率56.0%)
ただし、有効回答は110校。

I. 就学支援金支給状況・授業料減免・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒

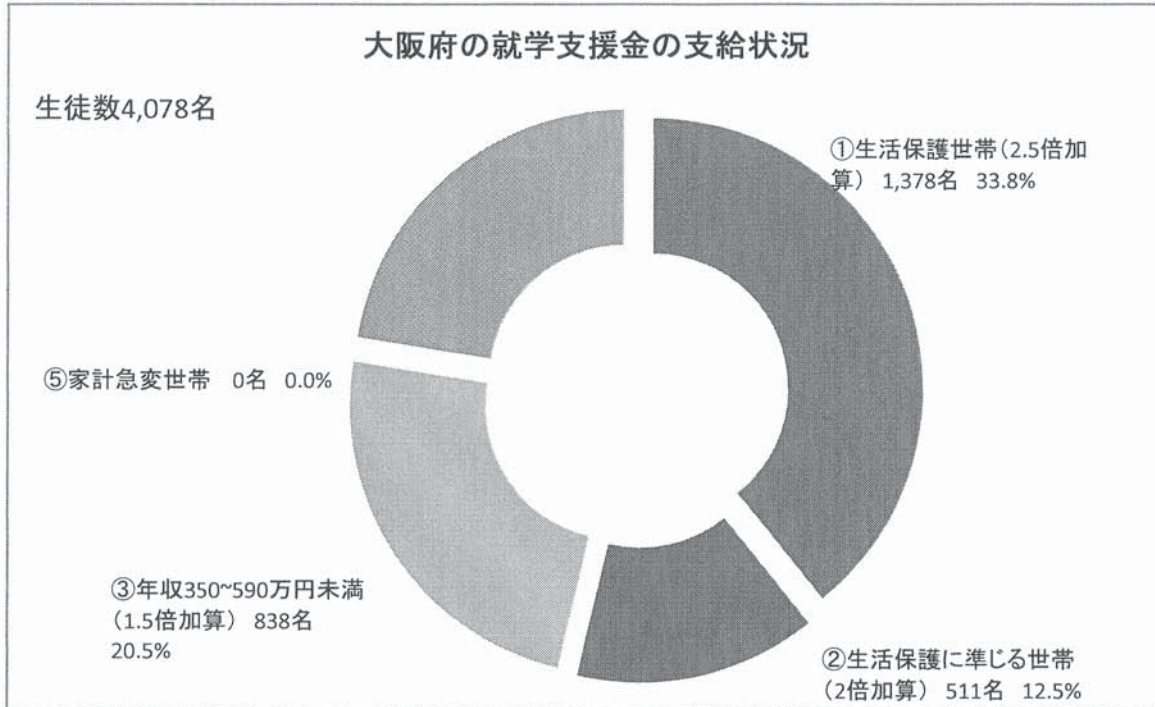
問1. 貴校の就学支援金の支給状況について、該当する生徒数を記入してください。

生徒数	①生活保護世帯(2.5倍加算)	②生活保護に準じる世帯(2倍加算)	③年収350～590万円未満(1.5倍加算)	④私立高等学校等奨学給付金	⑤家計急変世帯
17,763	4,371	2,349	4,319	3,713	12
	24.6%	13.2%	24.3%	20.9%	0.1%



<参考:大阪府 16校 生徒総数4,078名>

生徒数	①生活保護世帯(2.5倍加算)	②生活保護に準じる世帯(2倍加算)	③年収350~590万円未満(1.5倍加算)	④私立高等学校等奨学給付金	⑤家計急変世帯等
4,078	1,378	511	838	1,198	0
	33.8%	12.5%	20.5%	29.4%	0.0%

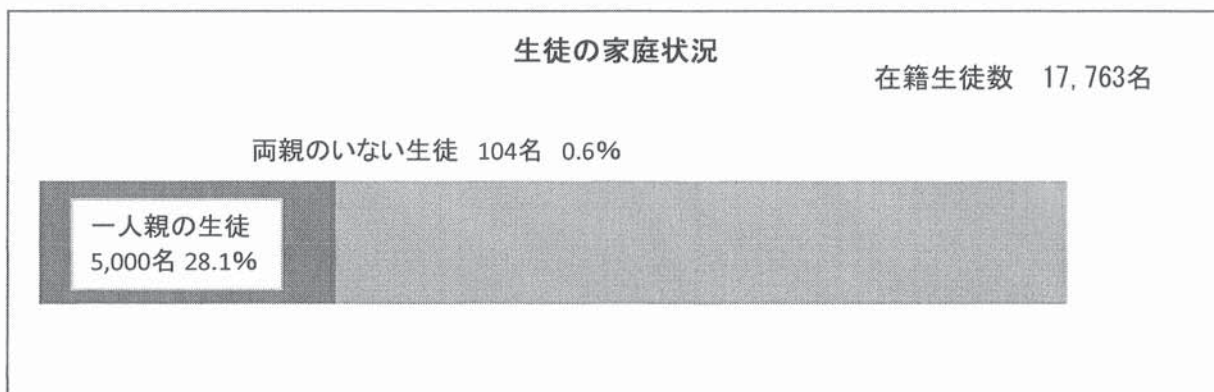


問2. 貴校の都道府県における授業料減免についてお答えください。最大(生活保護世帯など)いくら減免(軽減)されていますか。

最大の減免額(年額)	授業料減免(軽減)はない
大阪府=401,800円、埼玉県=178,200円、神奈川県=158,400円、東京都=143,000円、愛知県=138,000円、千葉県=122,400円、沖縄県=118,800円、北海道=84,000円、岐阜県=68,400円、山口県=51,000円、兵庫県=41,000円、茨城県=14,630円、徳島県=10,200円	岩手県、栃木県、静岡県、福岡県、鹿児島県

問3. 生徒の家庭の状況をご記入ください。

在籍生徒数	母子・父子の一人親の生徒数	両親のいない生徒数
17,763	5,000	104
	28.1%	0.6%



<大阪府>

在籍生徒数	母子・父子の一人親の生徒数	両親のいない生徒数
4,078	1,427	19
	35.0%	0.5%

大阪府の生徒の家庭状況

両親のいない生徒 19名 0.5%



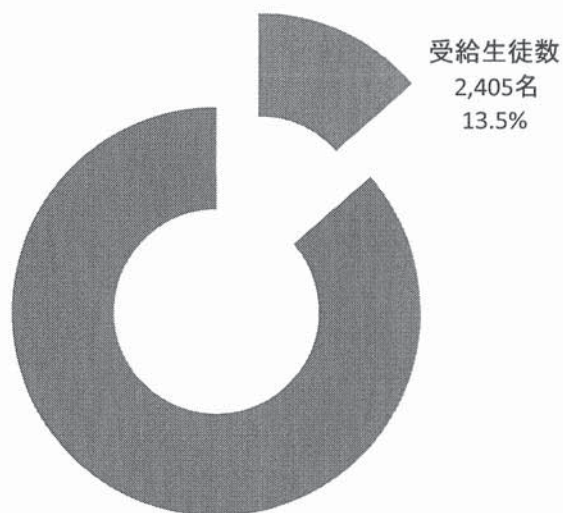
在籍生徒数4,078名

問3. 貴校の各都道府県育英奨学金等を受給している生徒数

在籍生徒数	各都道府県育英奨学金等受給生徒数
17,763	2,405
	13.5%

各都道府県育英奨学金等受給生徒数

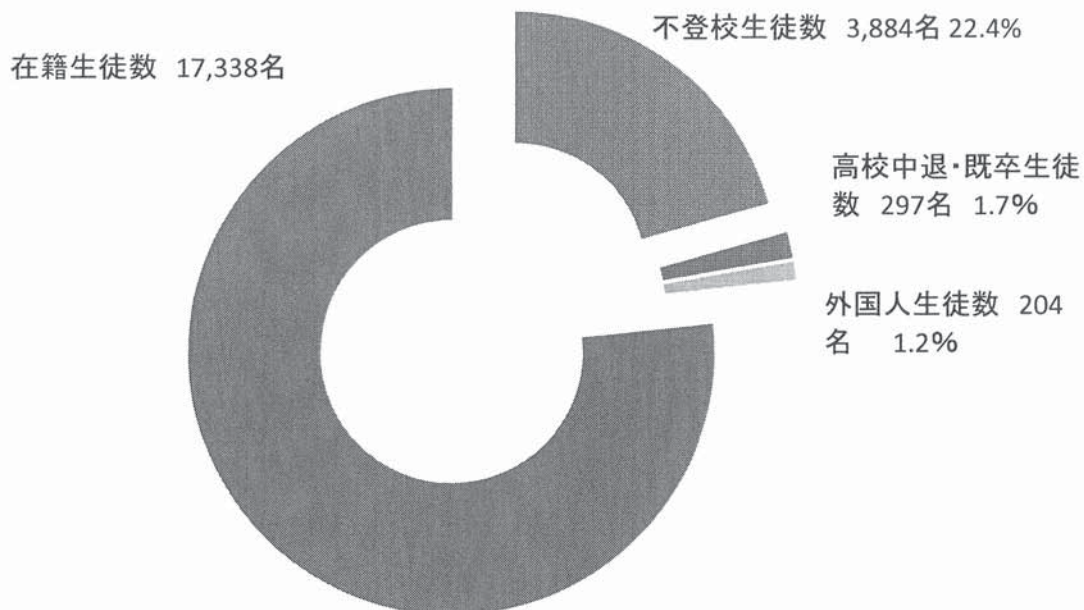
在籍生徒数 17,763名



問5. 貴校に在籍する生徒数の内訳について、不登校生徒数および高校中退・既卒の生徒数ならびに外国人生徒数も含めお答えください。

在籍生徒数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒数	外国人生徒数
17338	3,884	297	204
	22.4%	1.7%	1.2%

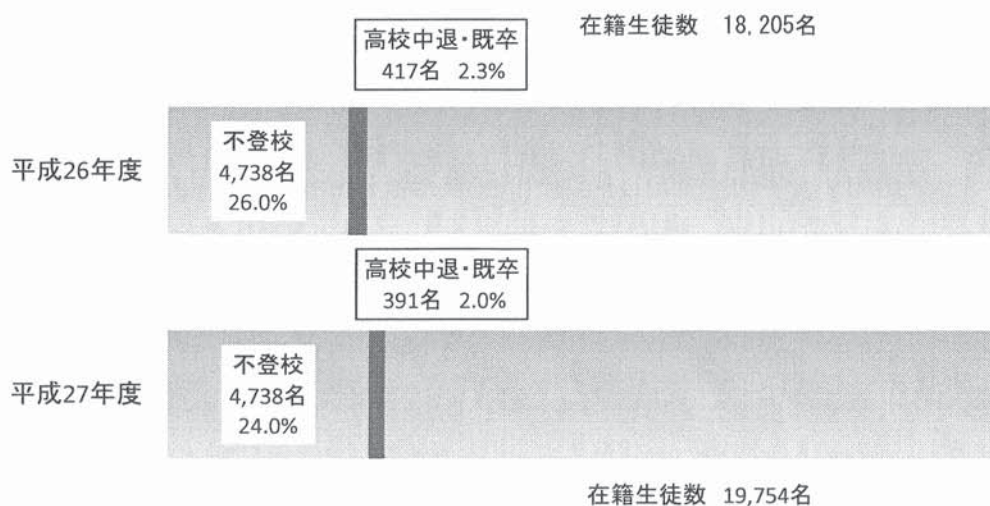
生徒数の内訳



<参考:過去の調査結果>

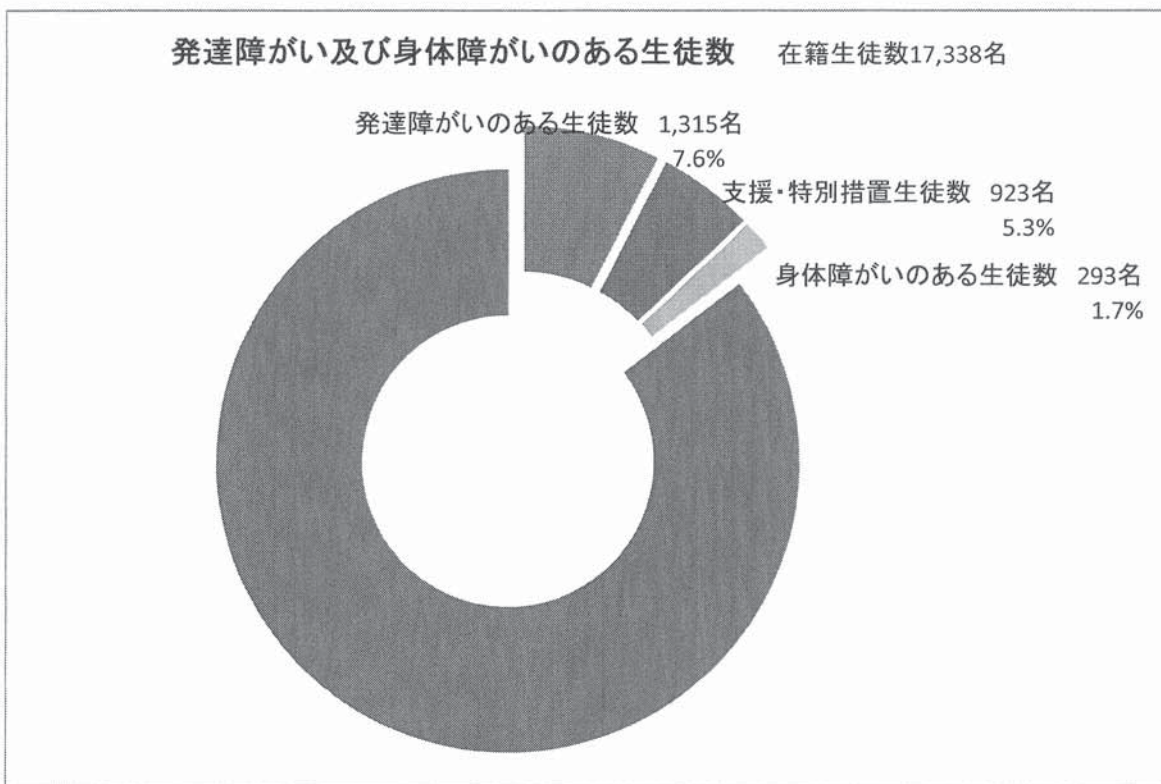
調査年度	在籍生徒数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒数
平成26年度	18,205	4,738	417
		26.0%	2.3%
平成27年度	19,754	4,738	391
		24.0%	2.0%

在籍生徒の状況 (年度による比較)

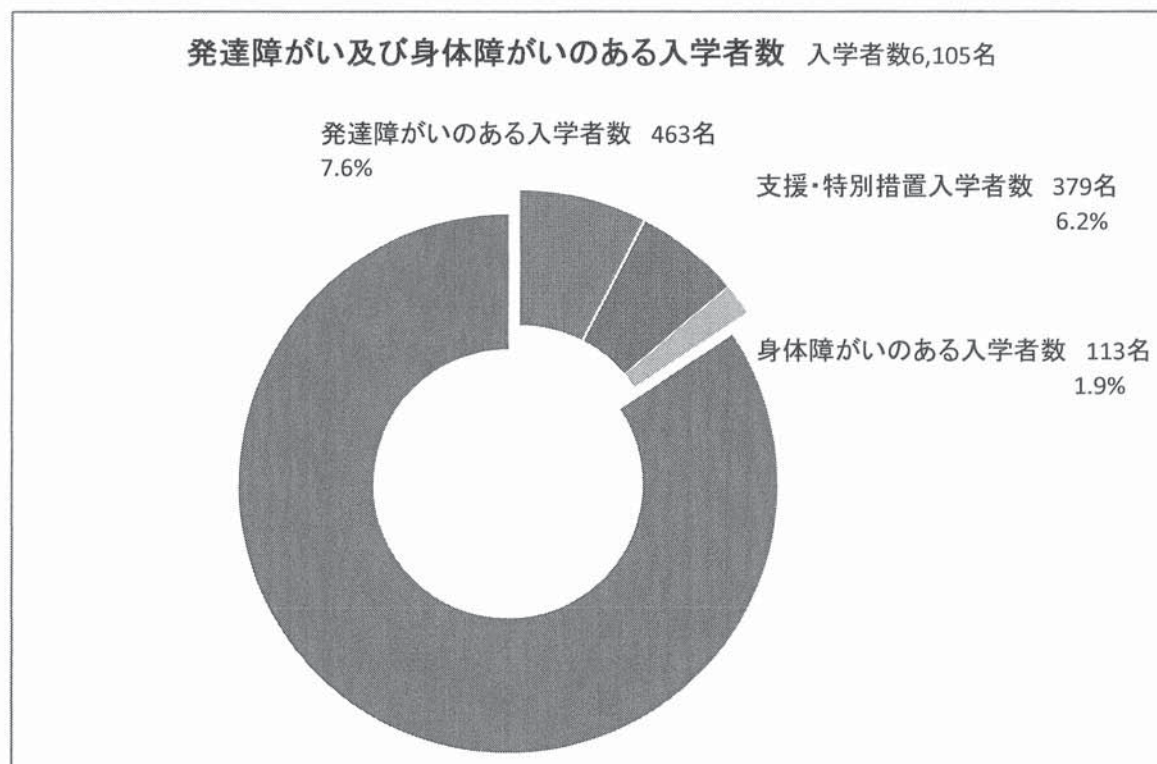


問6. 発達障がい及び身体障がいのある生徒数について、お答えください。

在籍生徒数	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	身体障がいのある生徒数
17,338	1,315	923	293
	7.6%	5.3%	1.7%

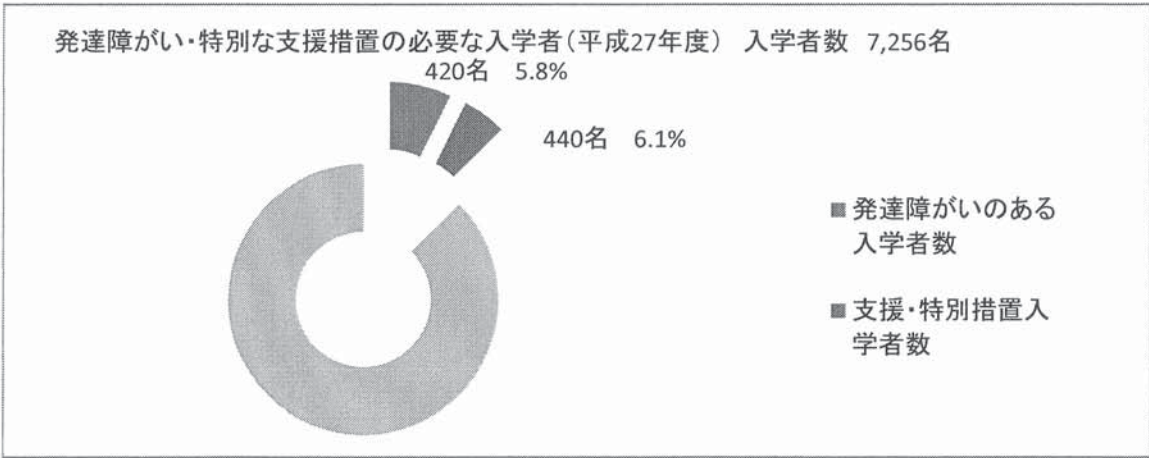
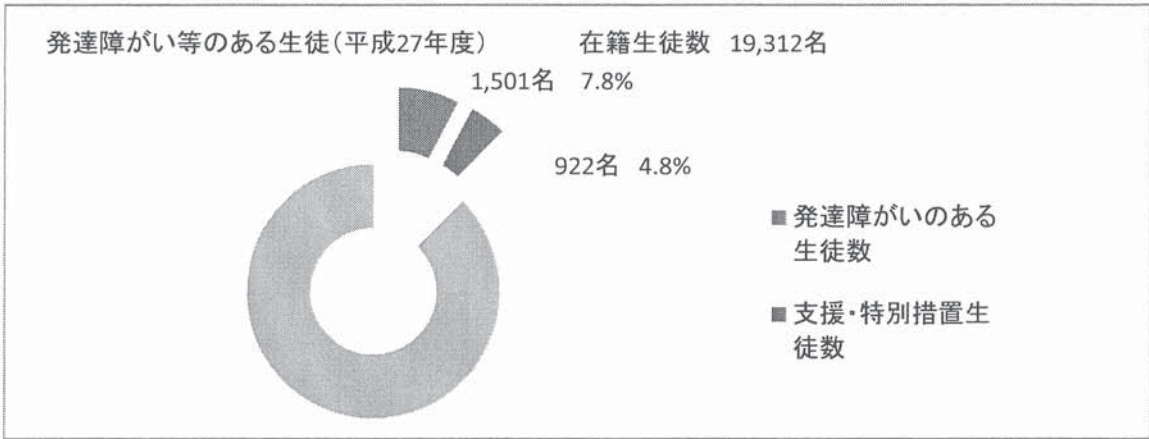


平成28年度入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数	身体障がいのある入学者数
6,105	463	379	113
	7.6%	6.2%	1.9%



<参考:平成27年度調査結果>

在籍生徒数	発達障害のある生徒数	支援・特別措置生徒数	入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数
19,312	1,501	922	7,256	420	440
	7.8%	4.8%		5.8%	6.1%



※今回初めて身体障がいのある生徒数について調査

身体障がいのある生徒・・・肢体不自由、視覚障がい、聴覚・言語障がい、病弱・虚弱、重複の「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」及び「療育手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒。と規定してアンケート調査を実施。

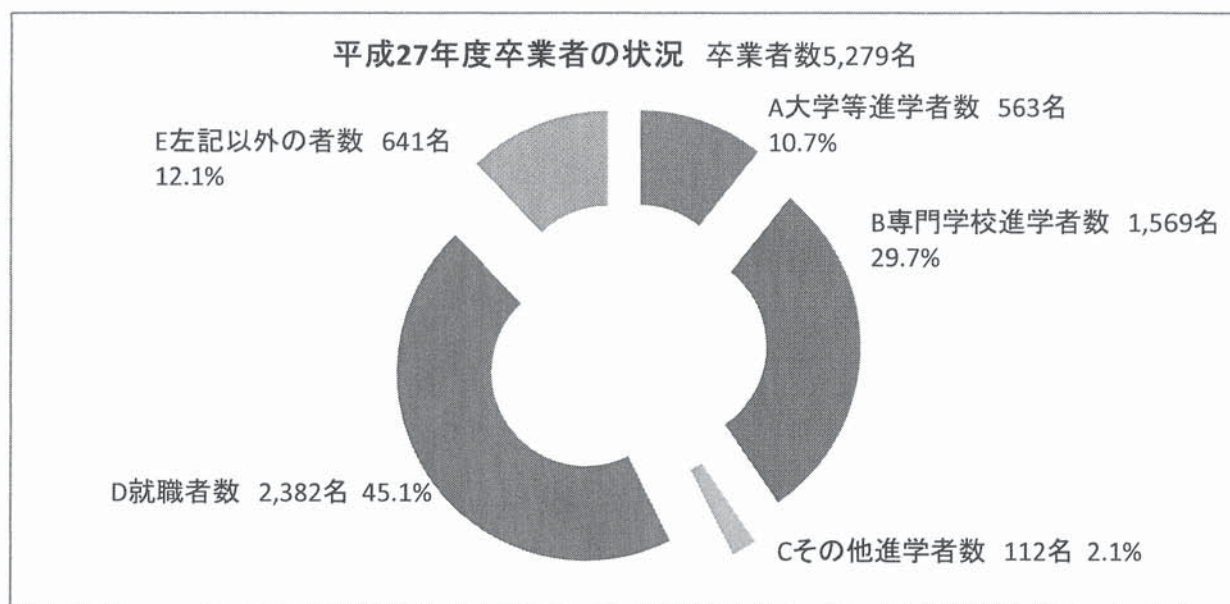
全国で34校の高等専修学校で身体障がいのある生徒が在籍。
都道府県別では、愛知県11校、大阪府7校、静岡県3校、北海道・東京都2校。
福島県・群馬県・千葉県・神奈川県・長野県・兵庫県・奈良県・熊本県1校。

1校当たりの受け入れ数・割合の多い学校

- 愛知県:商業実務分野 86名 全学年生徒数498名 受け入れ割合17.3%
 - 愛知県:文化・教養分野 34名 全学年生徒数289名 受け入れ割合11.8%
 - 愛知県:商業実務分野 31名 全学年生徒数196名 受け入れ割合15.8%
 - 長野県:服飾・家政分野 27名 全学年生徒数113名 受け入れ割合23.9%
 - 愛知県:教育・社会福祉分野 18名 全学年生徒数213名 受け入れ割合8.3%
 - 愛知県:文化・教養分野17名 全学年生徒数91名 受け入れ割合18.7%
- 等々

問6. 貴校の平成27年度における卒業者の状況についてお答えください。なお、高等学校等と比較するため、文部科学省の学校基本調査と同じ項目・分類としております。

平成27年度卒業 業者数計	進学者			D就職者数	E左記以外の 者数
	A大学等進学 者数	B専門学校進 学者数	Cその他進学 者数		
5,279	563	1,569	112	2,382	641
	10.7%	29.7%	2.1%	45.1%	12.1%



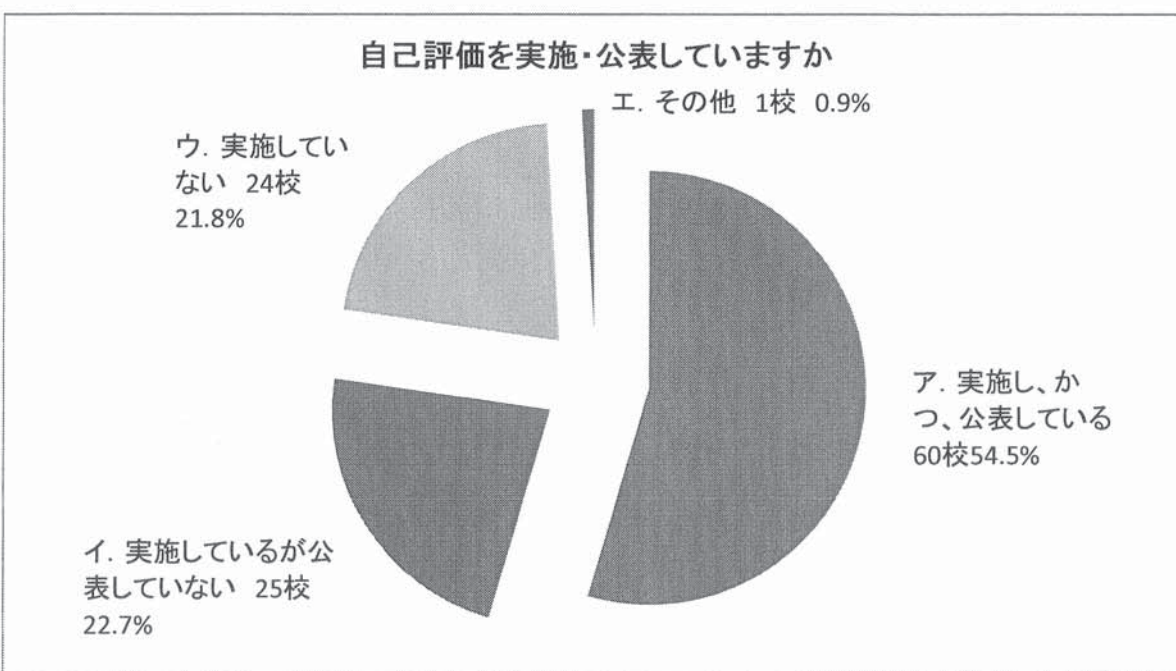
<参考> 平成28年度文部科学省学校基本調査より 高等学校卒業者の状況
 全日制＝卒業業者数1037715 左記以外の者42859 4.1%
 定時制＝卒業生21551 左記以外の者2924 13.6%
 通信制＝卒業業者51429 左記以外の者20207 39.3%

II. 自己評価

問8. 自己評価を実施・公表していますか。

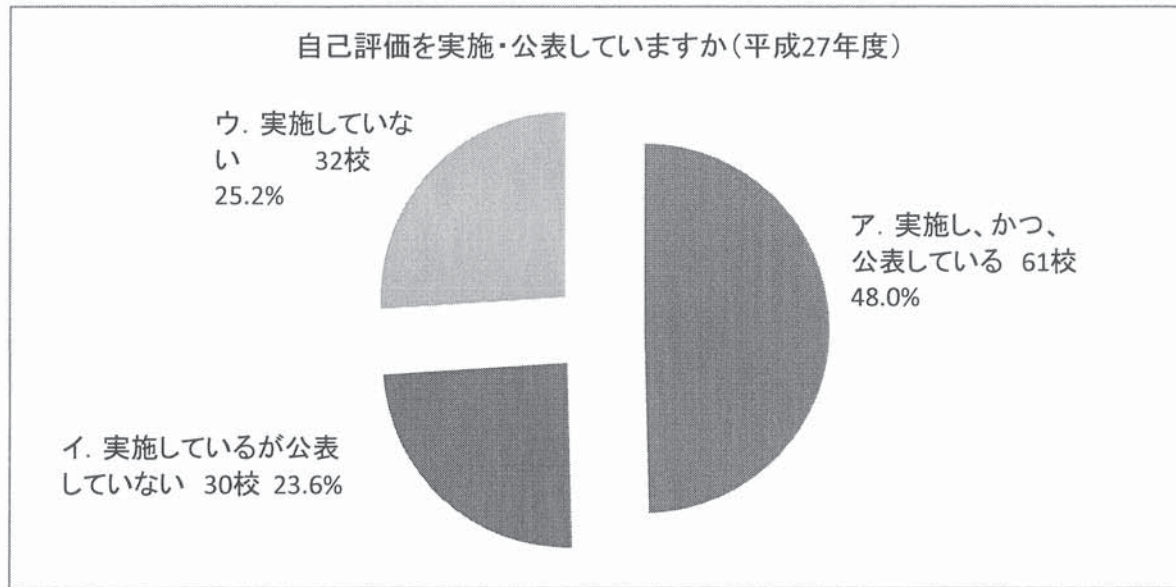
ア. 実施し、かつ、公表している	60	54.5%
イ. 実施しているが公表していない	25	22.7%
ウ. 実施していない	24	21.8%
エ. その他	1	0.9%

※本年度開校したばかりで準備中。



<参考:平成27年度調査結果>

ア. 実施し、かつ、公表している	61	48.0%
イ. 実施しているが公表していない	30	23.6%
ウ. 実施していない	32	25.2%
エ. その他	0	0.0%



※問9に関しては、問8でアを選択した場合のみ回答してください。

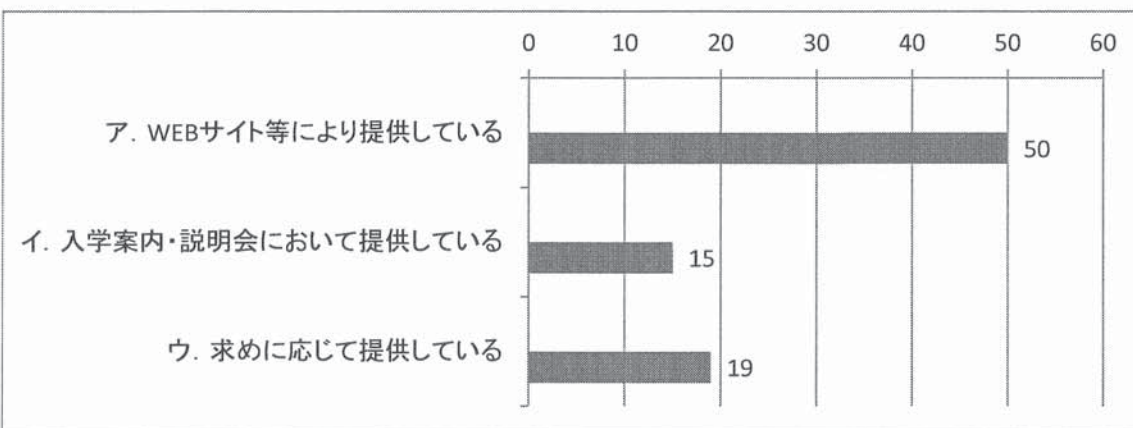
問9.「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、評価項目として設定しているかどうか

A.Webサイト等により提供している B.入学案内・説明会において提供している

C.求めに応じて提供している

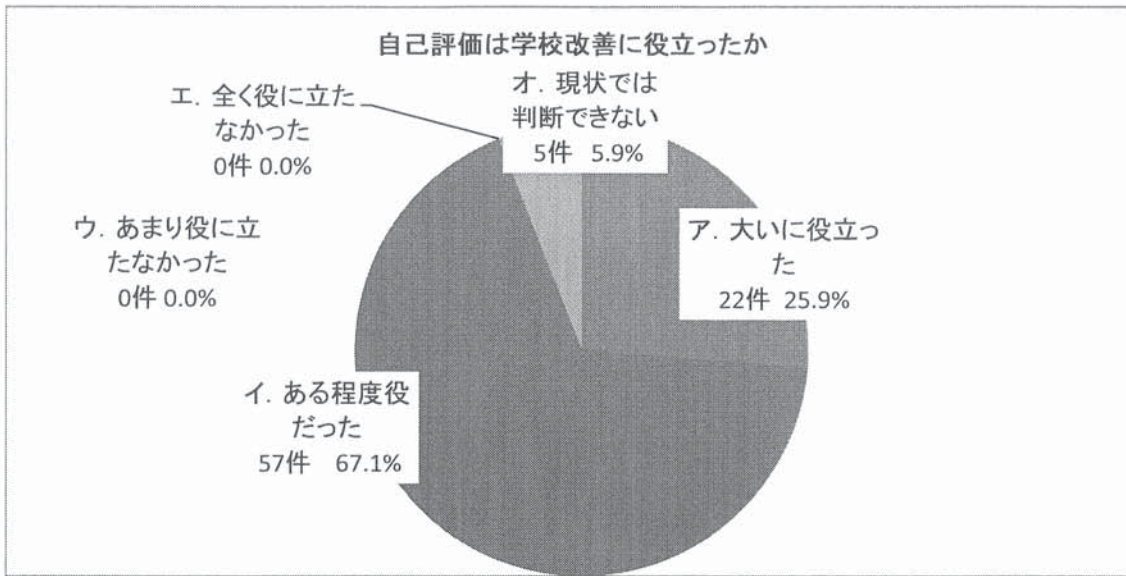
の区分から、該当するもの全てを選び記入してください。

ア. WEBサイト等により提供している	50	83.3%
イ. 入学案内・説明会において提供している	15	25.0%
ウ. 求めに応じて提供している	19	31.7%



問10. 自己評価の結果は学校改善に役立つと感じていますか(一つだけ選択)

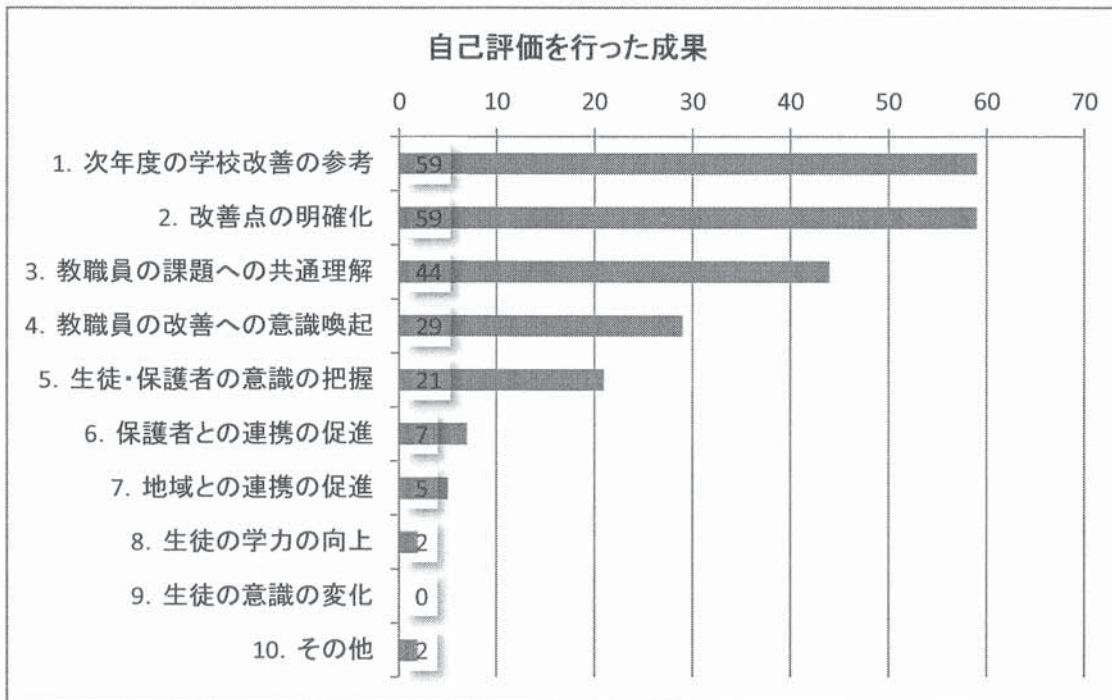
ア. 大いに役立った	22	25.9%
イ. ある程度役立った	57	67.1%
ウ. あまり役に立たなかった	0	0.0%
エ. 全く役に立たなかった	0	0.0%
オ. 現状では判断できない(ど	5	5.9%



問11. 自己評価を行った成果として考えられるものを選んでください(複数選択可)

ア. 次年度の学校改善の取組みの参考となった	59	69.4%
イ. 改善点が明確になった	59	69.4%
ウ. 全教職員の課題に対する共通理解が推進された	44	51.8%
エ. 教職員の改善への意識が喚起された	29	34.1%
オ. 生徒・保護者の意識が把握できた	21	24.7%
カ. 保護者との連携が促進された	7	8.2%
キ. 地域との連携が促進された	5	5.9%
ク. 生徒の学力の向上につながった	2	2.4%
ケ. 生徒の意識が変化した	0	0.0%
コ. その他	2	2.4%

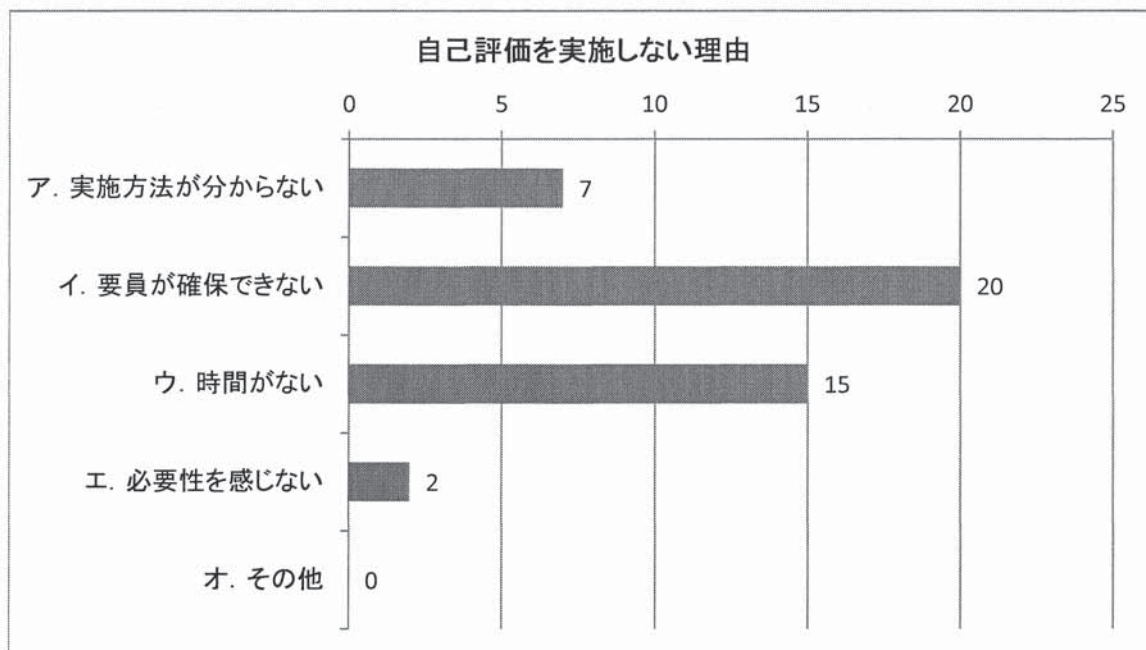
※現状では判断できない。業界連携が深まった。



※問12は、問8でウを選んだ場合のみお答えください

問12. 自己評価を実施していない理由は何ですか(複数選択可)

ア. 実施方法が分からない	7	29.2%
イ. 要員が確保できない	20	83.3%
ウ. 時間がない	15	62.5%
エ. 必要性を感じない	2	8.3%
オ. その他	0	0.0%



Ⅲ. 教育活動情報の公開

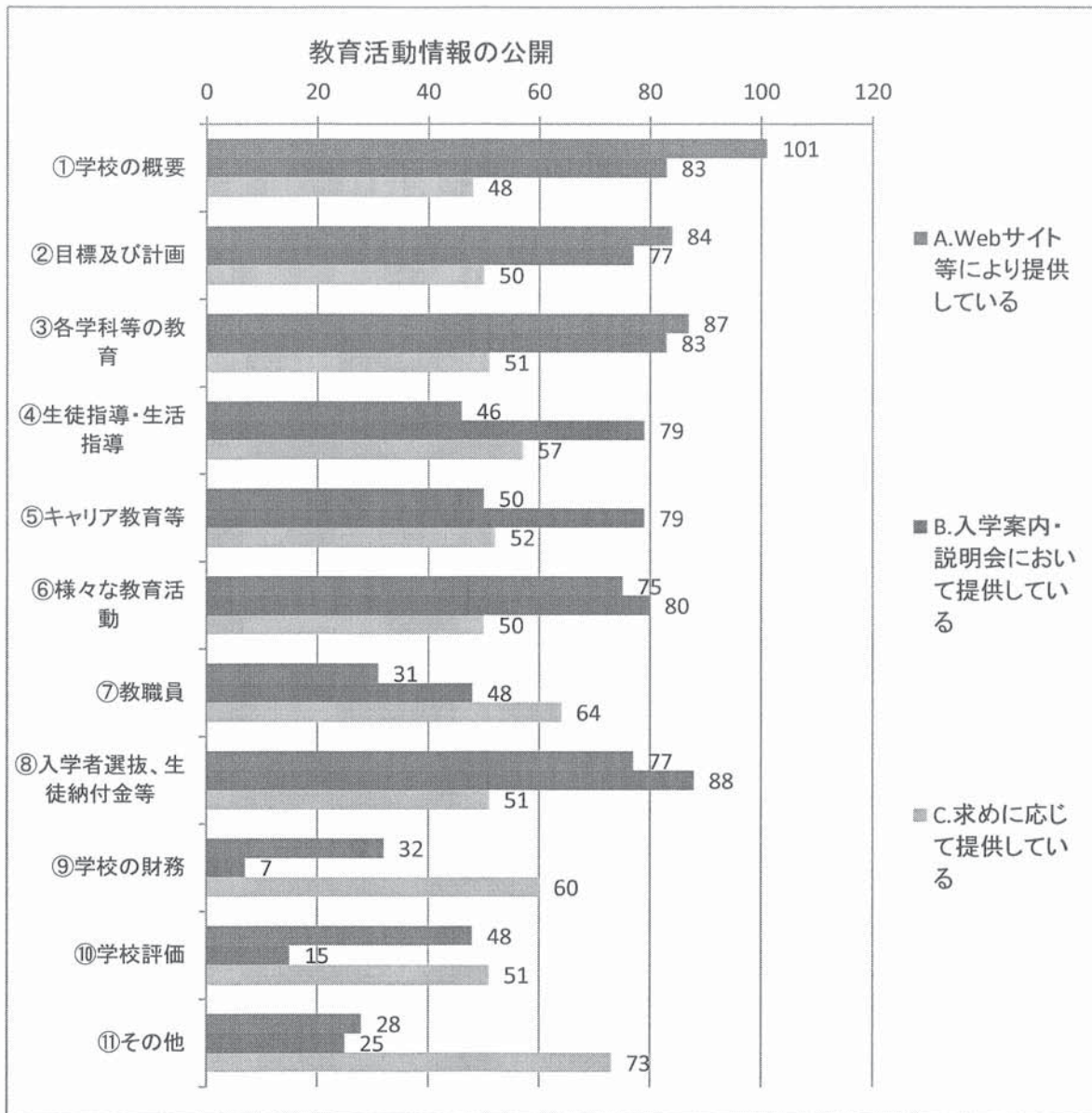
問13.「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の各項目について情報提供を行っているかどうか、

A.Webサイト等により提供している B.入学案内・説明会において提供している

C.求めに応じて提供している

のそれぞれの観点から判断し、提供している項目について記入してください(複数選択可)。

項 目	A	B	C
①学校の概要(校長名、所在地、沿革・歴史、学校の特色など)	101 91.8%	83 75.5%	48 43.6%
②目標及び計画(教育目標、経営方針、教育指導計画など)	84 76.4%	77 70.0%	50 45.5%
③各学科(コース)等の教育(定員数・入学者数、カリキュラム、資格取得状況、卒業者数・卒業後の進路など)	87 79.1%	83 75.5%	51 46.4%
④生徒指導・生活指導(方針・基準、取組状況など)	46 41.8%	79 71.8%	57 51.8%
⑤キャリア教育等(キャリア教育への取組状況、就職支援等への取組状況など)	50 45.5%	79 71.8%	52 47.3%
⑥様々な教育活動(学校行事への取組状況、部活動・生徒会活動等の状況、家庭・地域等との連携による取組など)	75 68.2%	80 72.7%	50 45.5%
⑦教職員(教職員数・職名別、教職員の組織・活動など)	31 28.2%	48 43.6%	64 58.2%
⑧入学者選抜、生徒納付金・就学支援(入学者選抜の方針・方法、生徒納付金の取り扱い、就学支援措置の内容など)	77 70.0%	88 80.0%	51 46.4%
⑨学校の財務(貸借対照表・収支計算書など)	32 29.1%	7 6.4%	60 54.5%
⑩学校評価(自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策など)	48 43.6%	15 13.6%	51 46.4%
⑪その他(学則、学校運営の状況に関するその他の情報など)	28 25.5%	25 22.7%	73 66.4%

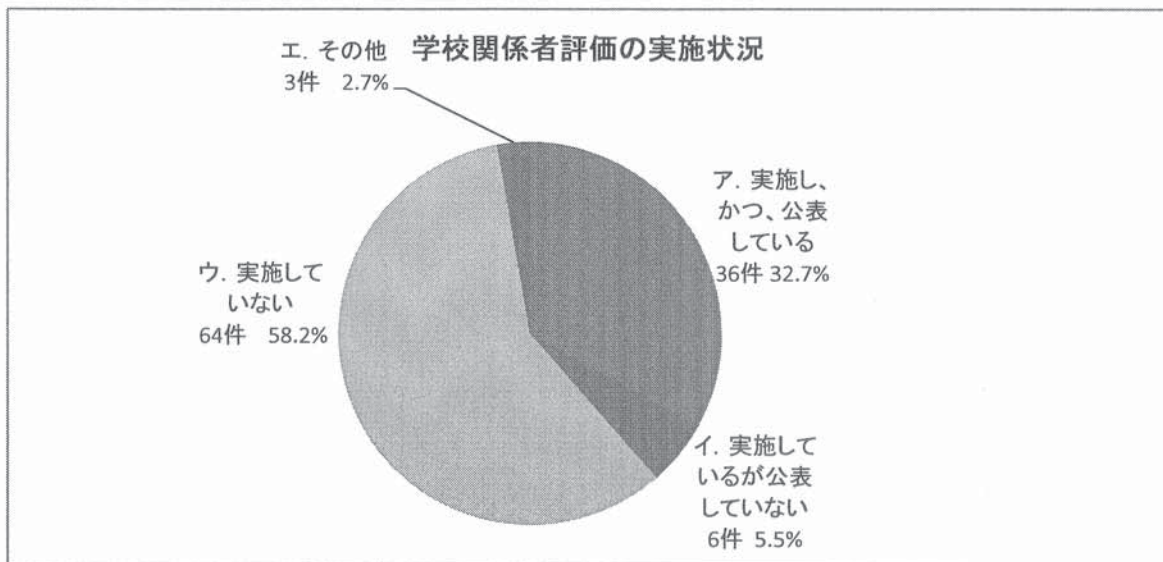


IV. 学校関係者評価

問14. 学校関係者評価を実施・公表していますか

ア. 実施し、かつ、公表している	36	32.7%
イ. 実施しているが公表して	6	5.5%
ウ. 実施していない	64	58.2%
エ. その他	3	2.7%

※専門課程では実施。実施を計画中。

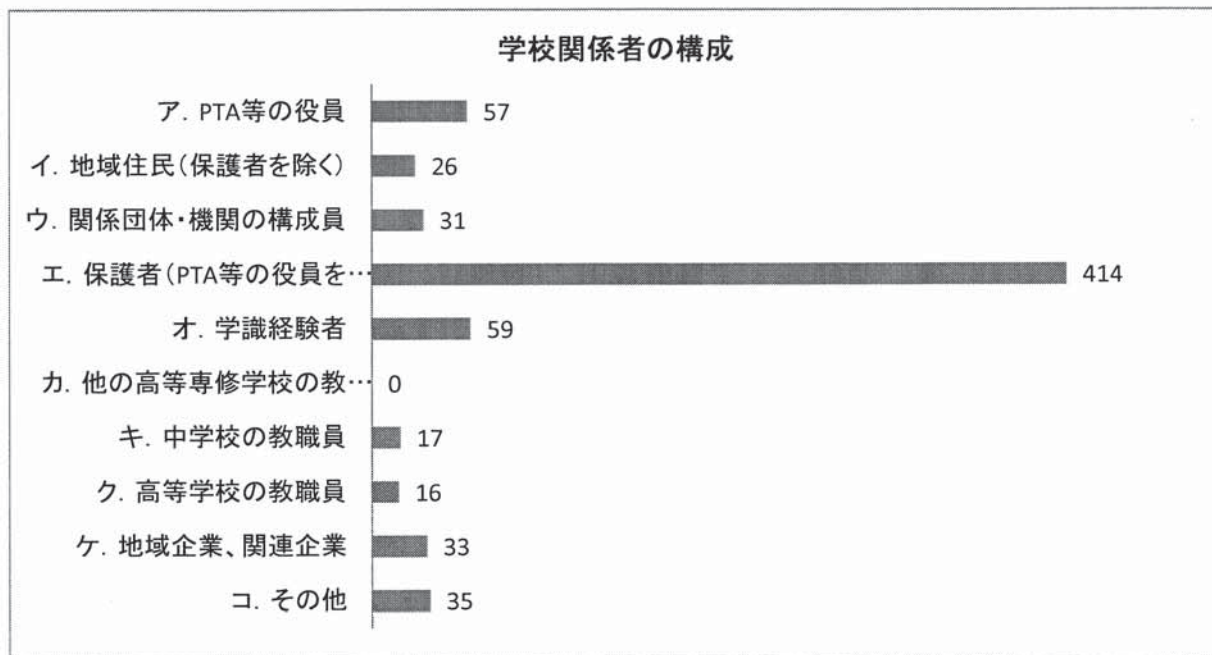


※問14でア、イを選択した場合のみ回答してください

問15. 学校関係者評価における学校関係者の構成について該当する者の人数を記入してください。

ア. PTA等の役員	57
イ. 地域住民(保護者を除く)	26
ウ. 関係団体・機関の構成員	31
エ. 保護者(PTA等の役員を)	414
オ. 学識経験者	59
カ. 他の高等専修学校の教職員	0
キ. 中学校の教職員	17
ク. 高等学校の教職員	16
ケ. 地域企業、関連企業	33
コ. その他	35

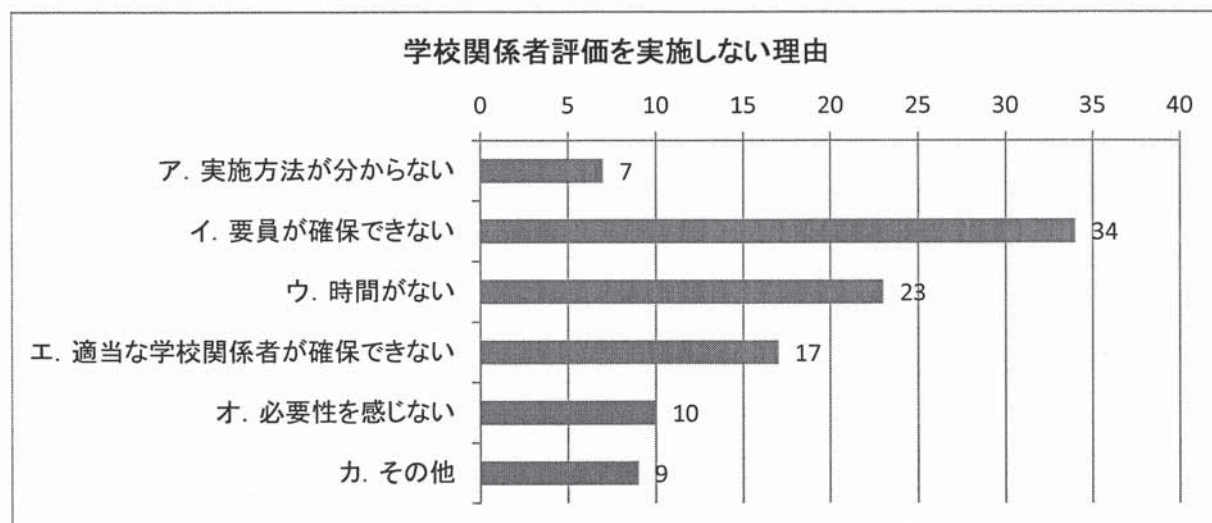
※卒業生(圧倒的多数)、同窓会長、同じ学校法人の専門学校長、法人役員会・理事会、元PTA役員、学園アドバイザー



問16. 学校関係者評価を実施していない理由は何ですか(複数選択可)

ア. 実施方法が分からない	7	10.9%
イ. 要員が確保できない	34	53.1%
ウ. 時間がない	23	35.9%
エ. 適当な学校関係者が確保できない	17	26.6%
オ. 必要性を感じない	10	15.6%
カ. その他	9	14.1%

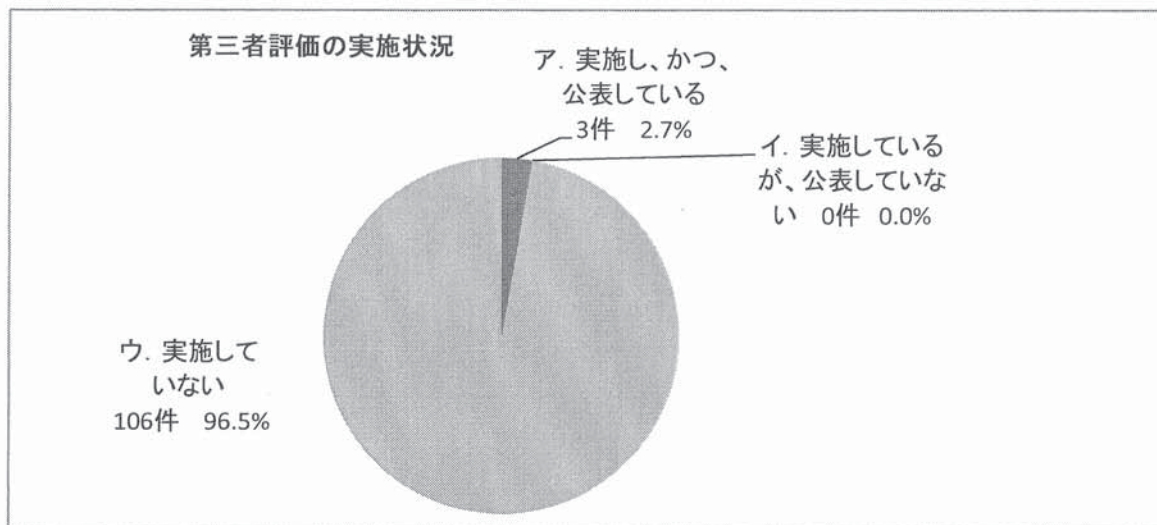
※実施について検討中。



V. 第三者評価

問17. 第三者評価を実施・公表していますか(一つだけ選択)

ア. 実施し、かつ、公表している	3	2.7%
イ. 実施しているが、公表して	0	0.0%
ウ. 実施していない	106	96.4%



問17-2. 問17でア、イを選んだ場合に回答してください

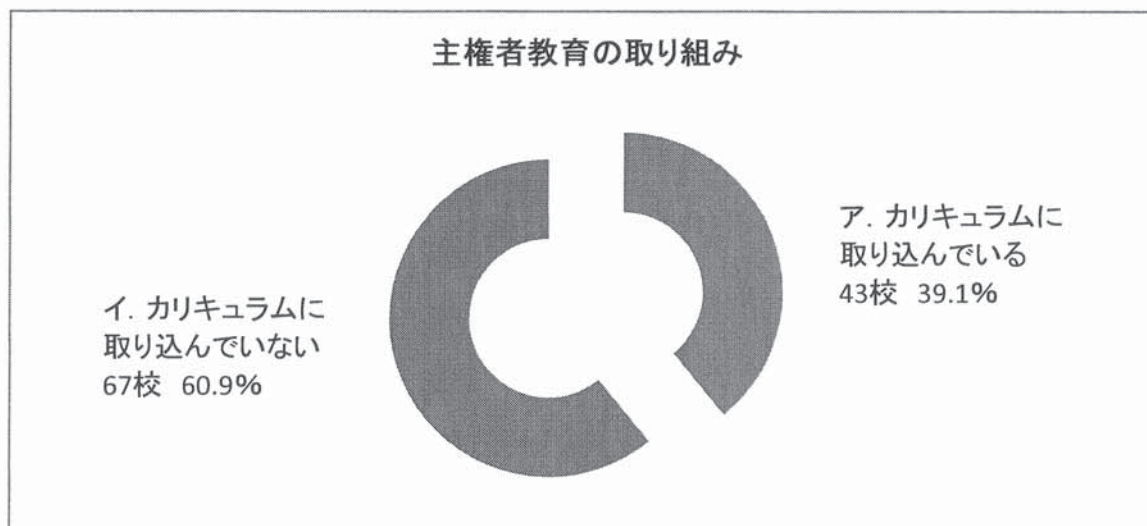
第三者評価機関の名称をご記入ください

・学校関係者評価協議会 ・私立専門学校等評価研究機構 ・名称特になし

VI. その他

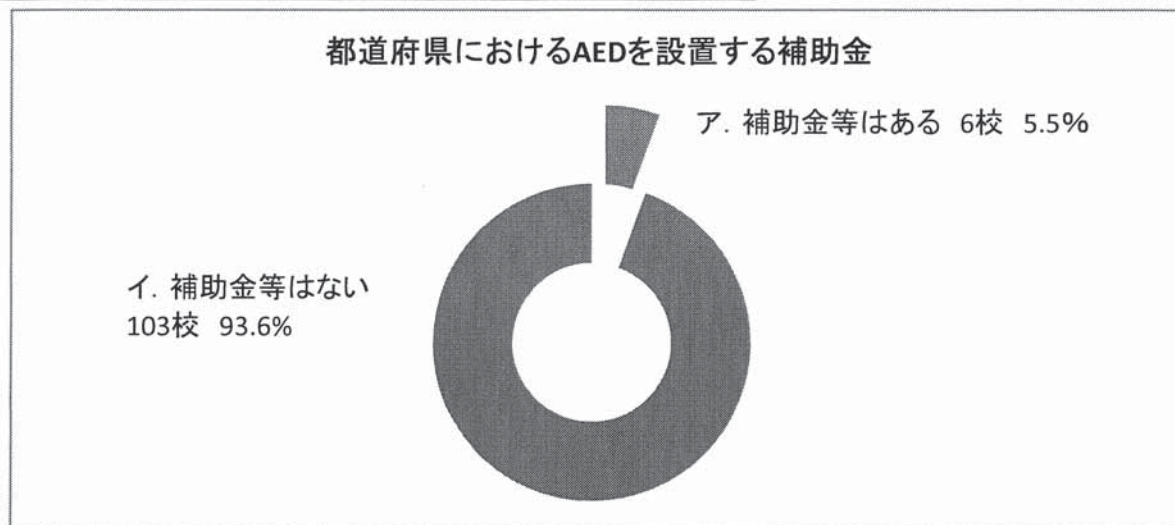
問18. 貴校において、主権者教育(新たに選挙権を有することとなる生徒に対する取り組み)をカリキュラムに取り込んでおりますか。

ア. カリキュラムに取り込んでいる	43	39.1%
イ. カリキュラムに取り込んでいない	67	60.9%



問19. 貴校の都道府県において、AED(自動体外除細動器)を設置するための補助金等がありますか。

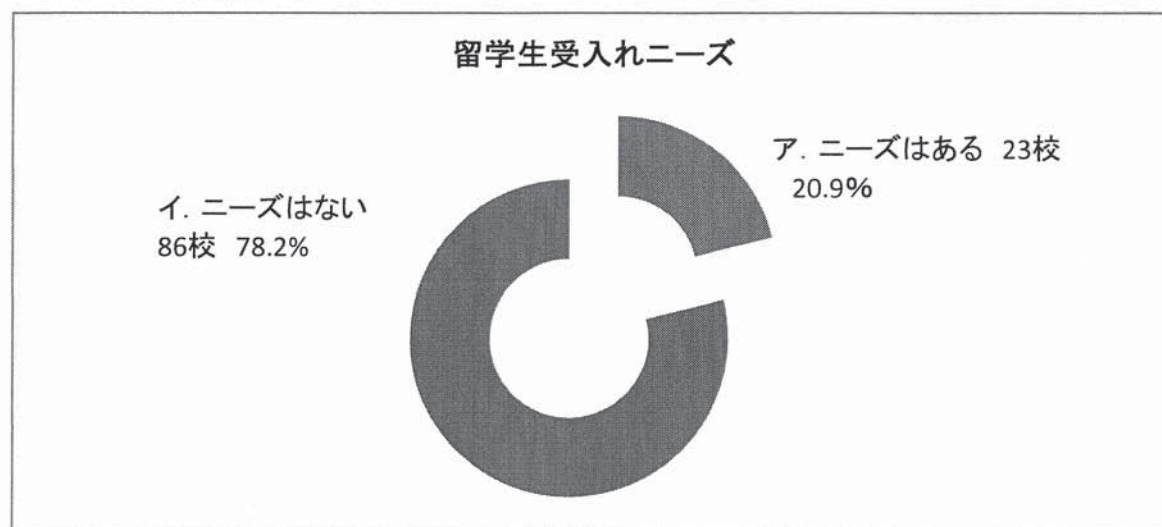
ア. AEDを設置する補助金等はある	6	5.5%
イ. 補助金等はない	103	93.6%



※「ある」と回答した学校: 東京都、静岡県、奈良県、大阪府、岡山県。

問20. 今後、高等専修学校で「留学生を受入れたい」というニーズはありますか。また、実際に受入れている(受け入れていた)事例がありましたら、ご記入ください。

ア. ニーズはある	23	20.9%
イ. ニーズはない	86	78.2%



受け入れ事例

- ・家族滞在で来日したパキスタンの生徒を受け入れている。
- ・新入学、他校からの転入学
- ・過去にミャンマーからの留学生を受入れたことあり。
- ・ノルウェーからの交換留学。
- ・ベトナム、ガーナ等からの留学生受入れ実績あり。
- ・現在第1学年に中国・上海からの留学生が在学中です。
- ・日本語能力試験2級以上を取得していないと在留資格が取れない。一方、高校ではこのような制限がなく不公平を感じる。今後、外国人留学生のニーズが増えていこう。

本調査は、全国の会員校（200 校）を対象に実施した高等専修学校の実態を把握するためのアンケート調査であり、本年度で 5 年目を迎える。

アンケート調査は 6 つの項目（Ⅰ～Ⅵ）から構成されており、それぞれが高等専修学校の実態を把握するための基礎データとなる。以下に、各項目に関する要点を述べる。

Ⅰは就学支援金支給状況・授業料減免・家庭環境・不登校生徒・発達障がいのある生徒に関する項目である。この項目は、高等専修学校に在籍する生徒の家庭の特性や経済的状況、また生徒自身の特性を把握することを目的としている。

問 1 は就学支援金の支給状況についての調査である。集計結果より、高等専修学校は、経済的に厳しい家庭の生徒の割合が非常に高いという結果が得られた。平成 26 年度入学生より新制度となって以降、就学支援金の加算支給（2.5 倍加算、2 倍加算、1.5 倍加算）の対象となる世帯の数は、平成 26 年度が全体の 61.5%、平成 27 年度が全体の 62.8%、そして本年度が全体の 62.1%と継続して高い値を示している。

また、生活保護世帯の割合（新制度における 2.5 倍加算の世帯の割合）は、平成 26 年度が全体の 25.2%、平成 27 年度が全体の 25.0%、そして本年度が全体の 24.6%である。日本全体における生活保護世帯の割合は高齢者世帯を除くと、約 2.2%*である。

（※ 算出根拠：平成 27 年 厚生労働省：国民生活基礎調査では、高齢者世帯数を除くと日本の総世帯数は、37,647,000 世帯。平成 27 年同期の厚生労働省：被保護者調査では、高齢者世帯を除くと生活保護世帯数は 821,319 世帯。 除すると約 2.2%となる。 ）

従って、高等専修学校生の家庭における生活保護世帯の割合は、日本全体の生活保護世帯の割合の 10 倍以上となり、厳しい家庭環境の生徒が多いことが分かる。

高等専修学校の生徒の家庭環境には地域差があることも把握しておく必要がある。本報告書においては大阪府に関するデータを抽出して示したが、大阪府に関しては、就学支援金が加算支給になる世帯の割合は、実に全体の 66.8%であった。特に生活保護世帯の割合が 33.8%となり、全国平均と比べて非常に高い値を示した。

このような世帯の生徒も安心して学校に通い、高等専修学校での職業教育を通して手に職をつけ、社会に貢献するために、高等専修学校生への助成を促進すること、そして地域の特性に合った就学支援の施策を設けることが喫緊の課題であると言える。

問 2 においては、各都道府県における授業料減免（軽減）の現状に関して調査を実施した。年額 40 万円を超える地域から授業料減免（軽減）を実施していない地域まで、地域によって非常に大きな差が見られた。前述した大阪府に関しては、私立高校、私立高等専修学校における府独自の授業料無償化の施

策が設けられていることから、経済的に厳しい世帯の生徒も授業料で学校選択をするのではなく、教育内容で学校選択を行うことが可能となっている。授業料軽減の事業を適用する都道府県は全国的にも増えつつある。現に、東京都は平成 29 年度より年収 760 万円以下の生徒の授業料無償化が決定した。今後ますます普及していくよう働きかけを行っていく必要がある。

問 3 は、高等専修学校の生徒の家庭の特性に関する設問である。一人親の家庭、両親のいない家庭の割合は全体の 28.7%となり、昨年の割合(29.9%)と比較すると、若干低下したが高い割合を保っている。平成 27 年厚生労働省：国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」に対して「一人親と未婚の子のみの世帯」の割合は 7.3%である。高等専修学校の生徒が一人親の家庭、両親のいない家庭に属している割合がいかに高いかが確認できる。

次に高等専修学校に通う生徒自身の特性に関する設問について考察する。問 5 は、中学校時代に不登校であった生徒、高校中退もしくは既卒の生徒、外国人の生徒の割合を把握するための設問である。

中学校時代に不登校であった生徒の割合は平成 26 年度が 26.0%、平成 27 年度が 24.0%、そして平成 28 年度が 22.4%と年々低下しつつあるが、高い値を保っている。文部科学省：学校基本調査の直近の結果では全国の中学校における不登校生徒の割合は約 2.8%となっている。高等専修学校においては全体と比較して不登校の生徒が入学する割合が約 8 倍となり、非常に高い値となっていることが確認できる。

問 6 は発達障がい及び身体障がいのある生徒の割合を把握するための設問である。発達障がいのある生徒の割合は全体の 7.6%、支援・特別措置が必要な生徒の割合は全体の 5.3%、また身体障がいのある生徒の割合は全体の 1.7%となった。発達障がいのある生徒、支援・特別措置が必要な生徒の割合に関しては平成 27 年度の調査結果ともほぼ同様の水準となった。ちなみに、発達障がい等困難のあるとされた生徒の高等学校進学者全体に対する割合は約 2.2%である。

なお、全国の高等専修学校において、発達障がいのある生徒を受け入れている学校の割合は全体の 60.9%と高い値となった。その中でも発達障がいのある生徒と支援・特別措置の必要な生徒の 1 校当たりの受け入れ数・割合の大きい学校は、生徒全体の約 75%をこれらの生徒が占める例も見られた。発達障がいや支援・特別措置の必要な生徒の教育に関して、高等専修学校が非常に大きな機能を果たしていると言える。

問 7 は高等専修学校の卒業者の状況に関する調査である。平成 27 年度卒業生に関しては、進学者が全体の 42.5%、就職者が全体の 45.1%となった。文部科学省：学校基本調査によると、高等学校の場合は進学者が全体の 77%、就職者が全体の 19%であるため、高等専修学校の卒業生は、就職する生徒の割合が高く、進学する生徒の割合が低いという特徴が確認できる。この結果には、専修学校が職業教育を実践する学校であること、また、経済的に厳しい家庭の生徒が多いことなどが起因していると推察できる。

また、就職・進学以外の生徒(進路未決定者)に関しては、高等専修学校においては全体の 12.1%となった。この値に関しては、学校基本調査によると、全日制の高等学校においては 4.1%、定時制の高等学校においては 13.6%、通信制の高等学校においては 39.9%である。

前述したように、高等専修学校に入学する生徒は、中学校では不登校であった生徒、発達障がいや支

援・特別措置の必要な生徒の割合が非常に高い。更に、タレント養成系の高等専修学校の場合は、卒業後直ぐに進路決定と言えない状況を考慮すると、高等専修学校の卒業生における進路未決定者の割合の低さは評価されるべき事項ではないかと考える。それぞれの高等専修学校の教員が多様な生徒一人一人に手厚く関わり、基本的な生活習慣の確立から、基礎学力の定着、職業教育、進路指導まできめ細かく指導し、生徒一人一人を育成していることがこの結果に表れていると言える。

Iの調査を総括すると、高等専修学校に通う生徒の特徴として、① 経済的に厳しい家庭の生徒が多いこと、② 一人親の家庭、両親のいない家庭の生徒が多いこと、③ 中学校時代に不登校であった生徒が多いこと、④ 発達障がいや支援・特別措置の必要な生徒が多いことが確認できた。そして、これらの多様な生徒に対して、高等専修学校がその受け皿として十分に機能し、次の進路への橋渡しを精力的に行っていることが分かった。今後もこのような多様な生徒が、授業料等の障壁を感じることなく、安心して高等専修学校に通い、夢を叶えることができるような環境づくりに向けて、各会員校が切磋琢磨し協力して取り組むとともに、生徒への財政的な支援の拡充に向けて働きかけを行っていく必要がある。

IIの調査項目は、学校の自己評価に関する調査である。学校評価の目的は、各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより、① 学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、② 保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、③ 学校に対する支援や条件整備等の充実につなげることである。

特に、自己評価に関しては、法令上、実施・公表と評価結果の設置者への報告が義務付けられている重要な事項である。

問8より平成28年度の結果では、自己評価を「実施し公表している」または「実施しているが公表していない」と回答した学校が全体の77.1%となり、昨年度の71.6%より5%以上増加した。過去の調査を振り返ってみても、自己評価の実施校は毎年確実に増加してきている。問10より、自己評価を実施した学校においては、学校改善に対して、自己評価が「大いに役立った」もしくは「ある程度役立った」と回答した学校の割合が全体の93%を占めた。その具体的な成果としては、問11より、「次年度の学校改善の取り組みの参考になった」が69.4%、「改善点が明確になった」が69.4%、「全教職員の課題に対する共通理解が推進された」が51.8%となり、前述した学校評価の目的の中の「学校運営の組織的・継続的な改善」を実現し、今後の学校運営に生かしていこうとしている学校が非常に多いことが分かった。

一方で、問12は自己評価を実施していない学校に対して、実施していない理由を確認した設問である。自己評価を実施しない理由としては、「要員が確保できない」、「時間がない」といった理由が多数であり、自己評価を「しない」のではなく、重要性は認識していても「できない」と回答する学校がほとんどであった。高等専修学校は小規模校が多く、教育現場では、中学校時代に不登校だった生徒や発達障がいや支援・特別措置の必要な生徒の割合が高く、教員は一人一人の生徒への手厚い対応が求められる。一方で、財政的支援は、高等学校や特別支援学校と比較すると十分に受けられているとは言えず、人員配置等の影響で現場の教員への負荷が大きくなっていることが、自己評価を実施できない一因になっていると推察できる。

自己評価は法令上の義務であり、また学校改善のために非常に重要な事項であるため、すべての学校

で実施されるよう努力していく必要がある。一方で、前述した財政的支援の拡充に関しても働きかけを行っていく必要があると言える。

Ⅲは、教育活動情報の公開状況に関する項目である。「開かれた学校運営」を実現し、保護者や地域住民の理解を得るために情報公開は学校評価と並ぶ重要な事項である。

問 13 の結果を昨年度と比較すると、ほぼすべての項目に関して、WEB で情報提供を行ったり、入学案内や説明会で情報提供を行っている学校の割合が昨年度より増加しているという結果となり、高等専修学校における情報公開が着実に進んでいることが確認できた。

特に教育目標や教育活動に関する項目に関して、情報提供を行っている学校の割合が高かった。今後ますます高等専修学校の情報公開が普及することを期待したい。

Ⅳ、Ⅴの調査は、学校関係者評価、第三者評価の実施状況に関する項目である。

Ⅳの学校関係者評価は、実施・公表が努力義務となっている。「実施し公表している」または「実施しているが公表していない」と回答した学校は全体の 38.2%となった。昨年度の結果は全体の 37.8%であり、今年度は昨年度とほぼ同等の水準であることが分かった。なお、学校関係者の構成は保護者を対象としている学校が非常に多かった。

Ⅵの調査は本年度より実施した調査である。

問 18 は、主権者教育に関する項目である。平成 27 年 6 月に改正公職選挙法が成立し、選挙権年齢が 18 歳以上になったが、新たに選挙権を有することとなる生徒に対する取り組みを実施している高等専修学校は全体の 39.1%であった。「若者の意見が政治に反映される」、「未来志向の政策が期待される」といった選挙権年齢の引き下げに伴う利点を実現するために、学校における主権者教育は今後ますます発展していくのではないかと考える。

問 20 は、留学生の受け入れニーズに関する項目である。外国人留学生の数は近年急激に増えてきており、JASSO（日本学生支援機構）の調査によると、平成 27 年に日本全体で 20 万人を超えた。現状では大学、専門学校といった高等教育機関が主であるが、少子高齢化、経済グローバル化に沿って今後は高等専修学校においても受け入れが進む可能性が十分に考えられる。今回の調査では、現状で留学生の受け入れニーズのある学校の割合は全体の 20.9%であった。

今年度のアンケート調査により、高等専修学校の生徒や家庭の実態、各都道府県における授業料減免の状況、各学校における学校評価や情報公開の状況といった継続実施をしている項目と「主権者教育」や「留学生」などの新しい項目に関して、高等専修学校の現状が明らかになった。

各会員校における今後の教育活動に、これらの基礎データを活用頂ければ幸いに思う。

繰り返しになるが、高等専修学校は複雑な家庭環境の生徒、多様な生徒を育てる重要な受け皿である。変化の激しい時代ではあるが、その重要性は変わらない。高等専修学校を必要としている生徒が安心して学校に通うことができ、各学校がその期待に応えられるような環境を整備できるように、制度改善研究委員会の活動を通じて貢献していきたい。

<参考資料1>

○大阪府、愛知県、東京都等における高等専修学校の授業料軽減制度について

■大阪府「私立高等学校等授業料支援補助金」制度

・平成28年4月以降に入学される生徒用（2段書きの上段（ ）は、私立高校生が3人以上いる世帯等の場合）

所得区分（年 収めやす）※ 1	保護者の市 町村民税所 得割額（親権 者合算）	就学支援金 （国）①	支援補助金 （府）②	支援額の計 ①＋②	保護者負担 （授業料が 58万円の学 校の場合）
Aランク（250 万円未満）※ 2	0円（非課税）	297,000円	283,000円	580,000円	実質無償
Bランク（350 万円未満）	51,300円未 満	237,600円	342,400円		
Cランク（590 万円未満）	154,500円未 満	178,200円	401,800円		
Dランク（800 万円未満）	251,100円未 満	118,800円	(361,200円) 261,200円	(480,000円) 380,000円	(100,000円) 200,000円
Eランク（910 万円未満）	304,200円未 満		(261,200円) 0円	(380,000円) 118,800円	(200,000円) 461,200円
対象外（910 万円以上）	304,200円以 上	0円	0円	0円	580,000円

※1 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合のものです。

※2 生活保護（生活扶助）世帯は、Aランクに含まれます。

■愛知県「私立高等学校及び私立専修学校高等課程の授業料軽減について

・私立専修学校（高等課程）【平成26年度以降入学生】

区分	補助額	左のうち国の就 学支援金額	保護者の所得基準（父母の合算収入）
甲1	31,300円（年額 375,600円）	24,750円（年額 297,000円）	生活保護又は市町村民税所得割額が非課税の 世帯【年収250万円未満程度】
甲2	31,300円（年額 375,600円）	19,800円（年額 237,600円）	市町村民税の所得割額51,300円未満の世帯 【年収350万円未満程度】
乙1	20,800円（年額 249,600円）	14,850円（年額 178,200円） 又は 9,900円（年額 118,800円）	市町村民税の所得割額154,500円未満の世帯 【年収590万円未満程度】 又は 市町村民税の所得割額163,500円未満の世帯 【年収610万円未満程度】

乙 2	15,600 円 (年額 187,200 円)	9,900 円 (年額 118,800 円)	市町村民税の所得割額 271,500 円未満の世帯 【年収 840 万円未満程度】
その他	9,900 円 (年額 118,800 円)	9,900 円 (年額 118,800 円)	市町村民税の所得割額 304,200 円未満の世帯 【年収 910 万円未満程度】

■東京都「私立高等学校等の授業料負担軽減制度」平成 26 年 4 月以降に入学

対象世帯			軽減額(年額)※																									
A	生活保護世帯		143,000 円																									
B	平成 28 年度の住民税が「非課税」又は「均等割のみ」の世帯 均等割のみの世帯とは、住民税の均等割（年税額 5,000 円＝都民税 1,500 円＋区市町村民税 3,500 円）のみ課税され、所得割額が非課税 （0 円）の世帯です。		95,400 円																									
C	平成 28 年度の住民税のうち区市町村民税所得割額が、年額 51,300 円未満の世帯		135,000 円																									
D	平成 28 年度の住民税のうち区市町村民税所得割額が、年額 154,500 円未満の世帯		107,100 円																									
E	平成 28 年度の住民税額が下表の基準税額以下の世帯		107,100 円																									
	世帯人 数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準税額 I (申請者 1 人のみ所得が ある世帯)</th> <th>基準税額 II (申請者と配偶者に所得 がある世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>211,600 円以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>263,200 円以下</td> <td>442,300 円以下</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>331,800 円以下</td> <td>510,900 円以下</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>428,100 円以下</td> <td>607,200 円以下</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>528,000 円以下</td> <td>707,100 円以下</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>539,000 円以下</td> <td>718,100 円以下</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>590,800 円以下</td> <td>769,900 円以下</td> </tr> <tr> <td>8 人以 上</td> <td>590,800 円に世帯人数 1 人 増すごとに 51,800 円を加えた額以下</td> <td>769,900 円に世帯人数 1 人増すごとに 51,800 円を加えた額以下</td> </tr> </tbody> </table>	基準税額 I (申請者 1 人のみ所得が ある世帯)	基準税額 II (申請者と配偶者に所得 がある世帯)	1	211,600 円以下	-	2	263,200 円以下	442,300 円以下	3	331,800 円以下	510,900 円以下	4	428,100 円以下	607,200 円以下	5	528,000 円以下	707,100 円以下	6	539,000 円以下	718,100 円以下	7	590,800 円以下	769,900 円以下	8 人以 上	590,800 円に世帯人数 1 人 増すごとに 51,800 円を加えた額以下	769,900 円に世帯人数 1 人増すごとに 51,800 円を加えた額以下
基準税額 I (申請者 1 人のみ所得が ある世帯)	基準税額 II (申請者と配偶者に所得 がある世帯)																											
1	211,600 円以下	-																										
2	263,200 円以下	442,300 円以下																										
3	331,800 円以下	510,900 円以下																										
4	428,100 円以下	607,200 円以下																										
5	528,000 円以下	707,100 円以下																										
6	539,000 円以下	718,100 円以下																										
7	590,800 円以下	769,900 円以下																										
8 人以 上	590,800 円に世帯人数 1 人 増すごとに 51,800 円を加えた額以下	769,900 円に世帯人数 1 人増すごとに 51,800 円を加えた額以下																										
	注 1) 基準税額 I は、申請者（保護者）1 人のみ所得がある世帯（[配偶者控除] の適用がある世帯を含む。）の住民税額の場合です。																											
	注 2) 基準税額 II は、申請者（保護者）とその配偶者が共に所得がある世帯（[配 偶者控除]の適用がない世帯）の申請者とその配偶者の住民税額を合計した場合で す。																											

※国の就学支援金の制度改正に合わせ、平成 26 年 4 月以降に入学された方から世帯区分や

軽減額が異なります。

■神奈川県「私立高等学校等生徒学費補助金について」

保護者等の市町村民 税所得割額	世帯年収目安	授業料補助額	入学金補助額
生活保護世帯		年間 135,000 円	100,000 円
0 円（非課税）	250 万円未満程度	年間 135,000 円	
51,300 円未満	250 万円から 350 万円未満程度	年間 158,400 円	
154,500 円未満	350 万円から 590 万円未満程度	年間 121,800 円	
219,400 円未満	590 万円から 750 万円未満程度	年間 74,400 円	
219,400 円以上	750 万円以上程度	対象外	

■埼玉県「埼玉県補助金 授業料等軽減補助」（県内高等専修学校）

①平成 28 年度「市町村民税所得割額」が基準に当てはまる世帯

・市町村民税所得割額の基準額表 1

16 歳以上 19 歳未満扶養親族数					
16 歳未満扶 養親族数		0 人	1 人	2 人	3 人
	0 人	81,300	92,500	103,600	115,600
	1 人	102,700	113,700	129,300	141,900
	2 人	125,400	138,000	150,600	163,200
	3 人	146,700	159,300	171,900	184,500

・市町村民税所得割額の基準額表 2

16 歳以上 19 歳未満扶養親族数					
16 歳未満扶 養親族数		0 人	1 人	2 人	3 人
	0 人	135,300	142,500	152,300	163,100
	1 人	155,100	162,300	173,100	183,900
	2 人	174,900	183,100	193,900	204,700
	3 人	194,700	203,900	214,700	225,500

【例】16 歳未満 1 人、16 歳以上 19 歳未満 1 人を扶養親族として申告している場合、
市町村民税所得割額が 113,700 円未満の方は基準額表 1、
113,700 円以上 162,300 円未満の方は基準額表 2 に該当します。

・補助金額

市町村民税所得割額	授業料補助金額
基準額表 1 の金額未満	297,000 円－国の就学支援金受給額
基準額表 2 の金額未満	200,000 円－国の就学支援金受給額

②生活保護世帯・家計急変世帯

補助金額（年額） 297,000 円－国の就学支援金受給額

■千葉県「千葉県内高等学校等の授業料減免制度」

・対象となる方 生徒の保護者が次のいずれかに該当する方

1号：生活保護を受給されている方

2号：市町村民税【所得割】の額が、51,300 円未満である方（年収 350 万円未満程度の世帯）

3号：市町村民税【所得割】の額が、175,500 円未満である方（年収 640 万円以下程度の世帯）

4号：住宅等の建物、土地、家財等に災害を受けた方

5号：上記 2～4 号に準ずる程度に困窮していると認められる方（家計急変）

※保護者（＝親権者）全員の市町村民税所得割を合算した額

・減免される額

減免の要件	減免内容
上記の 1 号・2 号に該当	授業料から就学支援金を除いた差額を免除
上記の 3 号～5 号に該当	授業料の 3 分の 2 から就学支援金を除いた差額を免除

【例】

・子どもは、高校 3 年生が 1 人、高校 1 年生が 1 人の計 2 人である。

・高校 1 年生の子どもが私立高校に入学しており、授業料は月 3 万円である。

⇒市町村民税所得割の額（保護者合算）により、以下の（1）～（4）に分かれます。

（1）市町村民税所得割の額（保護者合算）が 0 円の場合（＝就学支援金 2.5 倍加算該当、授業料減免 2 号該当により、授業料全額免除）→就学支援金（基準額分）9,900 円、就学支援金（2.5 倍加算）14,850 円、授業料減免 5,250 円

（2）市町村民税所得割の額（保護者合算）が 51,300 円未満の場合（＝就学支援金 2.0 倍加算該当、授業料減免 2 号該当により、授業料全額免除）→就学支援金（基準額分）9,900 円、就学支援金（2.0 倍加算）9,900 円、授業料減免 10,200 円

（3）市町村民税所得割の額（保護者合算）が 51,300 円以上 154,500 円未満の場合（＝就学支援金 1.5 倍加算該当、授業料減免 3 号該当により、授業料の 3 分の 2 を免除）→就学支援金（基準額分）9,900 円、就学支援金（1.5 倍加算）4,950 円、授業料減免 5,150 円、保護者負担 10,000 円

（4）市町村民税所得割の額（保護者合算）が 154,500 円以上 175,500 円以下の場合（＝就学支援金加算なし、授業料減免 3 号該当）→就学支援金（基準額分）9,900 円、授業料減免 10,100 円、保護者負担 10,000 円

（5）市町村民税所得割の額（保護者合算）が 175,501 円以上 304,200 円未満の場合（＝就学支援金加算、授業料減免共に該当せず）→就学支援金基準額分のみの支給となるため残額 20,100 円は保護者負担となります。

■兵庫県「私立高等学校等生徒授業料軽減補助制度」

・平成 28 年度の補助受給単価（年額）

保護者の所得区	補助受給（軽減）額
---------	-----------

分	区分	県内私立高校生	県外私立高校生 (京都府) 専修学校等 (県内私立高校生 の2分の1)	県外私立高校生 (大阪府、岡山 県、鳥取県：県 内私立高校生 の4分の1)
		平成28年度入学生	平成28年度入学生	平成28年度入学生
生活保護世帯 市町村民税所得割額 0円(年収250万円未 満程度)	県加算	82,000	41,000	20,500
	国	297,000	297,000	297,000
	合計	379,000	338,000	317,500
市町村民税所得割額 51,300円未満(年収 350万円未満程度)	県加算	40,000	20,000	10,000
	国	237,600	237,600	237,600
	合計	277,600	257,600	247,600
市町村民税所得割額 154,500円未満(年収 590万円未満程度)	県加算	0	0	0
	国	178,200	178,200	178,200
	合計	178,200	178,200	178,200
市町村民税所得割額 304,200円未満(年収 910万円未満程度)	県加算	0	0	0
	国	118,800	118,800	118,800
	合計	118,800	118,800	118,800

●市町村民税所得割額304,200円以上(年収910万円程度以上)の場合、就学支援金(国)は支給されません。私立高等学校(通信制)の場合、就学支援金のみ支給されます。

■長野県「私立高等学校授業料等軽減事業補助金」(平成28年度)

要件		授業料補助額(年額)	入学金補助額
市町村民税所得割額の合計	※0円(非課税)	授業料年額(356,400円を限度)から就学支援金を控除した額	全日制:24,500円 通信制:14,800円
	100円以上51,300円未満	授業料年額(297,000円を限度)から就学支援金を控除した額	
	51,300円以上154,500円未満	授業料年額(178,200円を限度)から就学支援金を控除した額	

※課税証明の内訳等において、1~99円と記載されている場合、この分類に含まれます。

■茨城県「授業料減免制度」

年収の条件※	補助額
350万円未満	県平均授業料(301千円)から就学支援金を控除した額の9割
350~590万円	180千円から就学支援金を控除した額の9割

※年収は、保護者のどちらかが働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の目安。

■岐阜県「岐阜県私立高校生等授業料軽減補助金」

種類	私立高等学校等授業料軽減補助金
内容	授業料に係る保護者の経済的負担の一部を軽減する補助金 *学校法人等が行う制度を一定基準で県が補助
対象	県内の私立高等学校、又は私立専修学校高等課程、各種学校（外国人学校高等科、国家資格者養成施設）に在籍 保護者が県内に在住
申請時期等	各学校で申請受付 在学中、毎年申請が必要
補助の方法と申請時期	学校法人等が口座振込又は授業料請求を減額
要件等	<第1種：9,000円（年額）> 保護者の市町村民税所得割額が非課税の場合 <第2種：51,300円（年額）> 保護者の市町村民税所得割額が51,300円未満の場合 <第3種：34,200円（年額）> 保護者の市町村民税所得割額が51,300円以上154,500円未満 ・家計急変の場合（月額5,700円）年度途中の死亡、罹災、失業、倒産、破産、長期療養

■山口県「子育て支援のための私立高校生授業料等減免制度」

対象となる生徒 (保護者等が次のいずれかに該当する場合)	減免上限額		
	高等学校等 就学支援金 の対象とな る生徒	高等学校等就 学支援金の対 象とならない 生徒	
授業料等	(1) 生活保護法による被保護者	月額 4,950 円	月額 12,700円
	(2) 世帯年収 250万未満程度	月額 2,475 円	
	(3) 世帯収入 250万円～350万円未満程度	—	月額 6,350円

※上記以外に、保護者等の失業・倒産や天災・火災など、特別な事情により就学が困難と認められる場合や交通遺児の場合にも、対象となります。

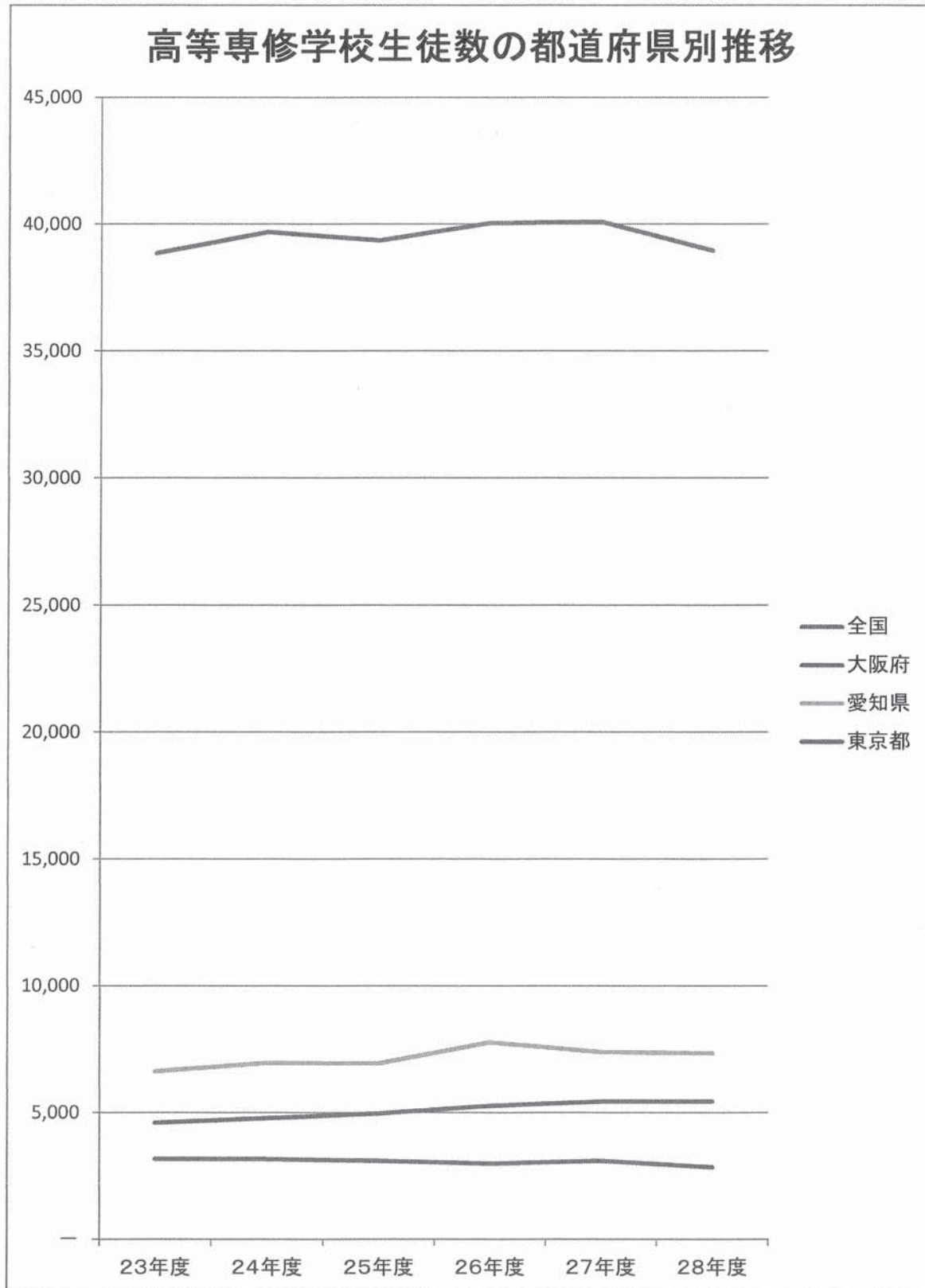
■北海道「私立高等学校等授業料軽減制度」

授業料軽減の対象	軽減月額
保護者等の市町村民税所得割額が非課税である場合	6,500円まで
保護者等の市町村民税所得割額が51,300円未満である場合	7,000円まで

※上記の資料は、事務局が各都府県のHPを参考に作成したもので、文責は事務局

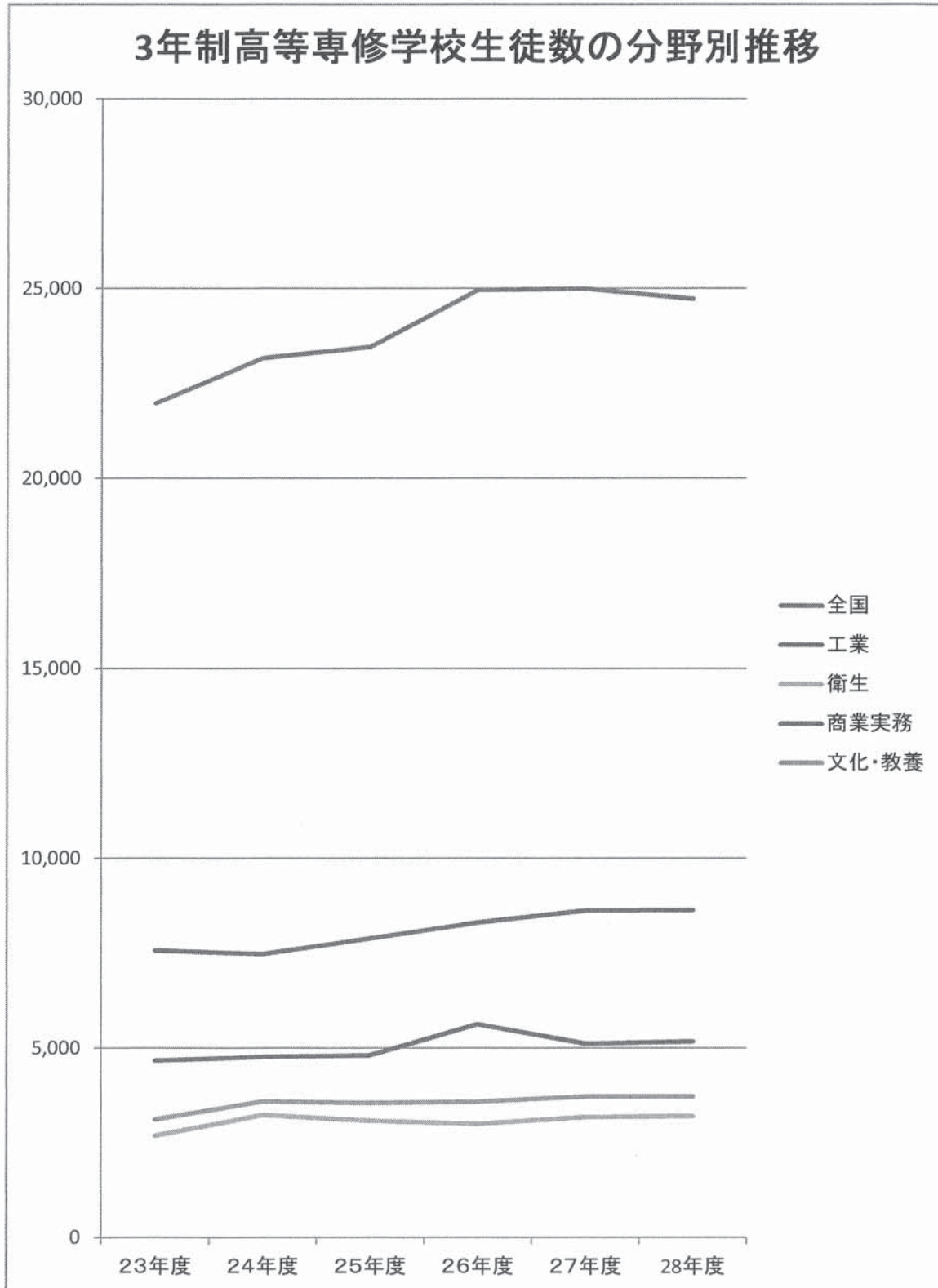
高等専修学校生徒数の都道府県別推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28-23増減	増減率
全国	38,865	39,698	39,359	40,048	40,095	38,962	1,746	4.6%
大阪府	4,601	4,788	4,967	5,262	5,439	5,451	1,078	24.7%
愛知県	6,633	6,965	6,937	7,775	7,393	7,345	981	15.3%
東京都	3,177	3,167	3,105	2,991	3,102	2,849	-192	-5.8%



3年制高等専修学校生徒数の分野別推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28-23増減	増減率
全国	21,977	23,169	23,464	24,960	24,993	24,729	3,554	14.2%
工業	4,672	4,762	4,804	5,623	5,116	5,172	701	13.7%
衛生	2,687	3,230	3,082	3,000	3,179	3,206	644	20.3%
商業実務	7,571	7,475	7,887	8,302	8,617	8,635	1,427	16.6%
文化・教養	3,114	3,590	3,551	3,586	3,723	3,722	489	13.1%



＜参考資料 2＞

○高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況について

- ・ 現在、高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況に関する全国的なデータはないが、いくつかの自治体では調査が行われている。例えば、チェックシート等を用いて実施した調査では、長野県（平成 20 年 8 月：全県立高校）で 1.37%、徳島県（平成 18 年 9 月：8 市 4 町の一部）で 2.6%、大分県（平成 20 年 11 月：全高等学校）で 1.0%の在籍率という結果となっている。
- ・ この調査に準じた方法で実態調査を実施した中学校について、在籍する発達障がい等困難のある生徒の一部の学校卒業後の進路状況（平成 21 年 3 月時点）を文部科学省において分析・推計した。その結果、調査対象の中学校 3 年生全体のうち、発達障がい等困難のあるとされた生徒の割合は約 2.9%であり、そのうち約 75.7%が高等学校に進学することとしているとのデータが得られた。これらの高等学校に進学する**発達障がい等困難のあるとされた生徒の高等学校進学者全体に対する割合は約 2.2%**であった。
- ・ 課程別では、全日制課程の推計在籍率 1.8%に比べ、定時制課程 14.1%、通信制課程 15.7%と相対的に高い比率となっている。また、学科別にみると、普通科が 2.0%、専門学科が 2.6%、総合学科が 3.6%となっている。
- ・ このように、中学校において発達障がい等により困難のあるとされた生徒が高等学校に進学しており、地域差や課程・学科による差異はあるものの、平均すれば生徒総数の約 2%程度の割合で発達障がい等困難のある生徒が高等学校に在籍している状況が窺える。

「高等学校における特別支援教育の推進について 高等学校ワーキング・グループ報告」より抜粋（平成 21 年 8 月 27 日 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 高等学校ワーキング・グループ）

○通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒に関する調査結果

平成 24 年 12 月 5 日、文部科学省は「通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のあ

る特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」を発表。調査は、平成24年2月から3月にかけて、全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒（標本児童生徒数は、小学校：35,892人、中学校17,990人の合計53,882人）。調査結果は、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童生徒の割合は6.5%（小学校7.7%、中学校4.0%）という推定値となっており、平成14年調査（調査は5地域）とは調査の性格が異なることから、単純な比較はできないが、前回調査では6.3%であった。

○大学等における発達障がいのある学生の在籍状況について

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構の「平成27年度 大学、短期大学及び高等専門学校における障がいのある学生の就学支援に関する実態調査結果報告書」（平成28年8月）によると、平成27年5月1日現在、全国の大学、短期大学、高等専門学校における発達障がい学生（障がい学生とは：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生（重複する場合は実数）と定義）21,721人であり、全学生数318万5,767人の0.68%であった。
- ・ 同調査によると、「視覚障がい」755人、「聴覚・言語障がい」1,737人、「肢体不自由」2,546人、「病弱・虚弱」6,462人、「重複」374人、「発達障がい」3,442人、「精神障がい」5,889人、「その他」516人で合計21,721人（前年度14,127人）。障がい学生在籍率は0.44%（同0.42%）であった。障がい学生在籍学校数は880校であり、全学校数1,182校の74.5%であった。

<参考：調査票>

全専各連総発第122号

平成28年11月7日

高等専修学校
理事長・学校長殿

全国高等専修学校協会
会長 清水 信一
制度改善研究委員会
委員長 大岡 豊

公
印
省
略

「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」ご協力をお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本協会の事業に格別のご理解を賜りますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、本調査は、高等専修学校振興のための必要措置及び予算要望の資料を収集する趣旨で実施いたしております。本年度の調査におきましても、昨年度に引き続き「卒業者の状況について」をお尋ねしております。進学・就職などの進路状況を高等学校等と比較して、今後の高等専修学校における進路指導を充実するための課題・方策を探ります。

今後、高等専修学校は公的教育機関として、行政に対していろいろな要望等をする場合、調査・データ収集と理論武装が必要不可欠となります。就学支援金・家庭の状況・不登校生徒・外国人生徒・発達障がい等のある生徒、などにつきまして、積極的なご回答をお願い申し上げます。また、本年度は新たに、授業料減免・身体障がいのある生徒・主権者教育・AED設置の補助金・今後の留学生受け入れニーズ等につきましても設問いたしました。

高等専修学校が、学校評価の実施およびその結果の公表を進めることは、社会的信頼性を高めるとともに、国や地方自治体に対して財政支援等を求めて行くうえでも、喫緊の課題となっております。平成27年3月、文部科学省は自己評価と学校関係者評価を実施するにあたっての“ポイント集”である「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～」([http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/05/15/1356302_01.pdf)

[_icsFiles/afieldfile/2015/05/15/1356302_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/05/15/1356302_01.pdf)) を公表いたしました。この中には、高等専修学校を対象とした自己評価項目の例示や活用例なども掲載されております。本協会として、高等専修学校における学校評価と情報公開の実施率を高め、諸施策への反映を促すためにも、アンケート調査のご回答とご協力をお願いする次第です。

【調査提出】平成28年11月24日（木）までに必着で、本会にFAXをお願いいたします。

※本調査は本協会のHP (<http://www.zenkokukoutousenshugakkoukyoukai.gr.jp/>) からダウンロードできます。

* 本調査に関するお問い合わせ先

【担当】全国高等専修学校協会 柴田・田口 e-mail:shibata@sgec.or.jp

TEL : 03-3230-4814 **FAX : 03-3230-2688**

平成28年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査

都道府県名 () 貴校名 ()
 分野 (工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養) (複数選択可)
 生徒数 () 人 (生徒数は平成28年5月1日現在の数でご回答ください)
 記載者ご芳名 : E-mail アドレス () :

I. 就学支援金支給状況・授業料減免・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒

問1. 貴校の就学支援金の支給状況について、該当する生徒数を記入してください。

①年収 250 万円未満程度	生活保護世帯：月額 9,900 円の支給限度額が 2.5 倍加算
②年収 250～350 万円未満程度	生活保護に準じる世帯：月額 9,900 円の支給限度額が 2.0 倍加算
③年収 350～590 万円未満程度	月額 9,900 円の支給限度額が 1.5 倍加算
④私立高等学校等奨学給付金	年額 38,000 円～138,000 円程度：各都道府県により制度の詳細は異なる
⑤家計急変世帯等	その他、倒産、失職などによる家計急変世帯

区分	①年収 250 万円未満程度 (2.5 倍加算)	②年収 250～350 万円未満程度 (2.0 倍加算)	③年収 350～590 万円未満程度 (1.5 倍加算)	④私立高等学校等奨学給付金	⑤家計急変世帯等
人数	人	人	人	人	人

問2. 貴校の都道府県における授業料減免について、お答えください。最大 (生活保護世帯など) いくら減免 (軽減) されていますか。

最大	円	授業料減免 (軽減) はない
----	---	----------------

問3. 生徒の家庭の状況をご記入ください。

母子・父子の一人親の生徒数	人	両親のいない生徒数	人
---------------	---	-----------	---

問4. 貴校の各都道府県育英奨学金等を受給している生徒数をご記入ください。

人

問5. 貴校に在籍する生徒数の内訳について、不登校生徒数および高校中退・既卒の生徒数ならびに在日外国人生徒数も含め、お答えください。

※不登校生徒・・・中学校時代に不登校を経験していた生徒。不登校とは学校基本調査にある年間30日以上欠席のあること。

※既卒の生徒・・・中学校を卒業して就職または上級校に進まなかった生徒。

※外国人生徒・・・「外国人」とは、日本の国籍を持たない者。日本と外国の両方に国籍を有する者は日本人とする。

	生徒数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒数	外国人生徒数
全学年	人	人	人	人

問6. 発達障がい及び身体障がいのある生徒数について、お答えください。

※「発達障がい」とは・・・自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

※発達障がいのある生徒・・・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒。

※支援・特別措置生徒・・・発達障がいがあるとの診断書はないが発達障がいではないかと思われ、何らかの支援 (教育上の配慮等) を行っている生徒。

※身体障がいのある生徒・・・肢体不自由、視覚障がい、聴覚・言語障がい、病弱・虚弱、重複の「身体障害者手帳」、「精神障害者保

健福祉手帳」及び「療育手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒。

学校全体の生徒数			
全学年生徒数	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	身体障がいのある生徒数
人	人	人	人
平成 28 年度入学者数			
入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数	身体障がいのある入学者数

問 7. 貴校の平成 27 年度における卒業者の状況についてお答えください。なお、高等学校等と比較するため、文部科学省の学校基本調査と同じ項目・分類としております。

※大学等進学者・・・大学の学部・通信教育部・別科、短期大学への進学者。また、進学しかつ就職した者を含む。

※その他進学者・・・専修学校一般課程、各種学校、公共職業能力開発施設へ入学した者。

※就職者・・・正規の職員等でない者、一時的な仕事に就いた者を含む。ただし、A-C の進学者は除く。

平成 27 年度 卒業者数計	進学者			D 就職者数	E 左記以外の 者数
	A 大学等進学 者数	B 専門学校進 学者数	C その他進学 者数		
人	人	人	人	人	人

Ⅱ. 自己評価

問 8. 自己評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

- ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部） イ. 実施しているが、公表していない
ウ. 実施していない エ. その他（具体的に ）

※問 9 に関しては、問 8 でアを選択した場合のみ回答してください

問 9. 公表されている文部科学省「専修学校における学校評価ガイドライン」の〔高等専修学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〕（P42）に基づき、提供しているか（http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/05/26/1348103_03_1.pdf）（複数選択可）

- ア. WEB サイト等により提供している
イ. 入学案内・説明会において提供している
ウ. 求めに応じて提供している

問 10. 自己評価の結果は学校改善に役立つと感じていますか（一つだけ選択）

- ア. 大いに役立った イ. ある程度役立った ウ. あまり役に立たなかった
エ. まったく役に立たなかった オ. 現状では判断できない（どちらともいえない）

問 11. 自己評価を行った成果として考えられるものを選んでください（複数選択可）

- ア. 次年度の学校改善の取組みの参考になった イ. 改善点が明確になった
ウ. 全教職員の課題に対する共通理解が推進された エ. 教職員の改善への意識が喚起された
オ. 生徒・保護者の意識が把握できた カ. 保護者との連携が促進された
キ. 地域との連携が促進された ク. 生徒の学力の向上につながった
ケ. 生徒の意識が変化した コ. その他（具体的に ）

※問 12 は、問 8 でウを選んだ場合のみお答えください。

問 12. 自己評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）

- ア. 実施方法が分からない イ. 要員が確保できない ウ. 時間がない

エ. 必要性を感じない オ. その他（具体的に ）

Ⅲ. 教育活動情報の公開

問 13. 公表された「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」(同 P61) の各項目について情報提供を行っているかどうか、

A. Web サイト等により提供している	B. 入学案内・説明会において提供している	C. 求めに応じて提供している
----------------------	-----------------------	-----------------

のそれぞれの観点から判断し、提供している項目について下記の表に「1」を記入してください。(複数選択可)

項 目	A	B	C
①学校の概要（校長名、所在地、沿革・歴史、学校の特色など）			
②目標及び計画（教育目標、経営方針、教育指導計画など）			
③各学科（コース）等の教育（定員数・入学者数、カリキュラム、資格取得状況、卒業者数・卒業後の進路など）			
④生徒指導・生活指導（方針・基準、取組状況）			
⑤キャリア教育等（キャリア教育への取組状況、就職支援等への取組状況）			
⑥様々な教育活動（学校行事への取組状況、部活動・生徒会活動等の状況、家庭・地域等との連携による取組など）			
⑦教職員（教職員数・教職員の組織・活動）			
⑧入学者選抜、生徒納付金・就学支援（入学者選抜の方針・方法、生徒納付金の取扱い、就学支援措置の内容など）			
⑨学校の財務（貸借対照表・収支計算書など）			
⑩学校評価（自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策など）			
⑪その他（学則、学校運営の状況に関するその他の情報など）			

Ⅳ. 学校関係者評価

問 14. 学校関係者評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部） イ. 実施しているが、公表していない
ウ. 実施していない エ. その他（具体的に ）

※問 14 でア、イを選択した場合のみ回答してください

問 15. 学校関係者評価における学校関係者の構成について該当するものの人数を記入してください。
(複数選択 かつ 人数を記入)

ア.PTA 等の役員	イ.地域住民（保護者を除く）	ウ.関係団体・機関の構成員
エ.保護者（PTA 等の役員を除く）	オ.学識経験者	カ.他の高等専修学校の教職員
キ.中学校の教職員	ク.高等学校の教職員	ケ.地域企業、関連企業
コ.その他：具体的に		

※問 14 でウを選んだ場合に回答してください。

問 16. 学校関係者評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）

ア. 実施方法が分からない イ. 要員が確保できない ウ. 時間がない
エ. 適当な学校関係者が確保できない オ. 必要性を感じない
カ. その他（具体的に ）

V. 第三者評価

問 17. 第三者評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

- ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部） イ. 実施しているが、公表していない
ウ. 実施していない

問 17-2. 問 17 でア. イを選んだ場合に回答してください。

第三者評価機関の名称をご記入ください（ ）

VI. その他

問 18. 貴校において、主権者教育（新たに選挙権を有することとなる生徒に対する取り組み）をカリキュラムに取り込んでおりますか。

- ア. カリキュラムに取り込んでいる
イ. カリキュラムに取り込んでいない

問 19. 貴校の都道府県において、AED（自動体外式除細動器）を設置するための補助金等がありますか。

- ア. AED を設置する補助金等はある
イ. 補助金等はない

問 20. 今後、高等専修学校で「留学生を受け入れたい」というニーズはありますか。また、実際に受け入れている（受け入れていた）事例がありましたら、ご記入ください。

※「留学生」とは、一定の日本語能力を身に付け、留学ビザを申請し法務省入国管理局から許可を得た者です。単なる外国籍の「永住者」や「家族滞在」ビザの者は対象にはなりません。

- ア. ニーズはある
イ. ニーズはない

（受け入れ事例：

）

ご協力ありがとうございます。締め切りは11月24日（木）です。

返却用FAX 03-3230-2688 へご送付ください。

※なお、都道府県等への予算要望等で本報告書が複数部数必要な場合は以下にご記入ください。また、使用目的もご記入ください。後ほど別途送付いたします。

必要部数 冊

使用目的：

※本調査は本協会の HP (<http://www.zenkokukoutousenshugakkoukyoukai.gr.jp/>) からダウンロードできます。

平成28年度 高等専修学校への都道府県の助成状況

県名	運営費補助 @…生徒一人あたり	設備費補助	生徒への助成	授業料軽減	本会会員校数	H28高等課程生徒数	H27高等学校助成状況
☆北海道	学校法人立指定校・技能連携校 @63,201円 その他学校法人立 @39,938円		○	○	5	1,290	345,607
☆青森	学校法人立(生徒数が収容定員の3分の1以上等) @27,905円 非学校法人立(生徒数が収容定員の3分の1以上等) @12,620円		○	○		212	320,939
岩手	学校法人立 @35,960円		○		3	138	339,940
☆宮城	学校法人立指定校 1校60万円と @32,462円 その他学校法人立 @20,186円	○			1	223	321,074
秋田	学校法人立指定校・技能連携校 @71,699円		○	○	2	85	326,239
山形	学立以外 @11,048円		○			30	367,776
福島	私立高等学校等特別支援教育事業補助金 高等課程(特別支援教育支援員の配置) @1,800,000円×1校 学校法人立指定校 @46,000円 その他学校法人立 @22,500円 非学校法人立指定校 @15,000円 その他非学校法人立 @7,500円			○	7	907	331,736
☆茨城	学校法人立 @70,000円		○	○	1	634	340,044
栃木	学校法人立 専修学校及び各種学校総額 44,410千円				2	601	321,000
☆群馬	学校法人立・財団法人立指定校 @80,400円 学校法人立・財団法人立非指定校 @20,040円		○	○	3	373	353,079
☆埼玉	法人立 @77,620円		○	○	3	783	285,829
☆千葉	学校法人立 @171,564円		○	○	4	793	338,439
☆東京	学校法人立 @159,800円 非学校法人立 @53,200円 私立専修学校障害児教育事業費補助金(1) @392,000円	○	○	○	30	2,849	384,174
☆神奈川	学校法人立 @132,547円 非学校法人立 @21,800円			○	7	1,582	298,870
☆新潟	学校法人立 @22,200円		○	○		137	320,939
富山	知事特認校加算 350万円 学校法人立 1校100万円 学生生徒割(専修学校総額) 470万円	○	○		1	156	349,865
石川	学校法人立指定校・非指定校含む @27,100円	○	○			66	357,124
福井	学校法人立指定校 @45,000円			○	2	112	317,271
山梨	学校法人立(県内生) 1校50万円と @4,000円 学校法人立(県外生) 1校50万円と @2,000円					87	339,560
長野	学校法人立(3年制一般補助) @46,440円 学校法人立(3年制特別補助として加算) @30,000円		○	○	2	264	321,239
☆岐阜	学校法人立技能連携校 @60,801円		○	○	6	776	342,182
☆静岡	学校法人立 @90,710円	○	○		11	1,324	355,839
☆愛知	学校法人立 @134,766円 非学校法人立 1校978,600円		○	○	25	7,345	320,939
三重	学校法人立指定校 1校15万円と @28,360円 学校法人立非指定校 @18,850円		○	○		891	321,186
滋賀	学校法人立技能連携校 @80,000円		○		1	100	320,000
京都	学校法人立(修業年限3年以上) 1校270万円 学校法人立(修業年限3年未満) 1校230万円 複数学科加算分 1学科55万円	○		○		524	341,138
大阪	学校法人立 @306,800円	○	○	○	23	5,451	307,700
☆兵庫	学校法人立大学入学資格付与校 @140,792円		○	○	20	1,656	345,298
☆奈良	学校法人立 1校130万と @35,000円			○	7	318	331,500
和歌山	学校法人立 @30,000円	○				100	329,030
☆鳥取	(専修学校全体) 17校 総額 8,661万3千円			○	6	364	473,238
☆島根	学校法人立指定校 @103,661円 学校法人立非指定校 @19,040円	○		○		127	311,085
岡山		○	○		2	278	305,008
広島	学校法人立(3年制) @36,000円			○	5	1,076	348,043
山口	学校法人立指定校 @70,000円		○	○	1	557	338,500
徳島			○	○	1	222	340,053
香川			○			172	327,375
愛媛				○		182	320,489
高知	学校法人立 @21,160円			○	2	47	332,939
福岡	学校法人立指定校 @22,500円	○	○		4	2,547	346,109
佐賀	学校法人立 @11,262円	○	○	○	3	860	358,414
長崎	学校法人立 @6,300円					439	346,578
熊本	学校法人立指定校 @15,000円		○	○	4	835	326,407
大分						412	330,378
☆宮崎	学校法人立 @266,700円		○		2	592	320,489
鹿児島	(学校法人立専修学校全体) 総額 3,322万1千円				2	90	328,553
☆沖縄	学校法人立指定校 @70,000円			○	2	355	333,381

(1) 交付年度5月1日現在障害児が在籍。

(☆印は前年度比単価等が増額した都道府県)

H28会員校数 200 H28生徒数 38,962 全国平均額 335,800

全国高等専修学校協会 制度改善研究委員会 名簿

全国高等専修学校協会

会 長 清水 信一 東 京 都 武蔵野東高等専修学校

制度改善研究委員会

委 員 長 大岡 豊 兵 庫 県 大岡学園高等専修学校

副委員長 小川 明治 愛 知 県 名古屋工学院専門学校

委 員 細谷 祥之 茨 城 県 細谷高等専修学校

委 員 大竹 嘉明 東 京 都 大竹高等専修学校

委 員 渡辺 正司 東 京 都 武蔵野東高等専修学校

委 員 福田 潤 東 京 都 日本芸術高等学園

委 員 岩谷 大介 神奈川県 岩谷学園高等専修学校

委 員 宮治 友也 愛 知 県 安城生活福祉高等専修学校

委 員 小寺 克一 大 阪 府 近畿情報高等専修学校

平成28年度
高等専修学校の実態に関する
アンケート調査報告書

発行日 平成29年2月

発行 全国高等専修学校協会
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25
(私学会館別館)

電話 03-3230-4814

<http://www.zenkokukoutousenshugakkoukyoukai.gr.jp/>